

衆議院 文部科学委員会 議事録 第八号

令和五年四月十四日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 宮内 秀樹君

理事 池田 佳隆君

理事 中村 裕之君

理事 森山 浩行君

理事 堀場 幸子君

理事 青山 周平君

理事 石橋林太郎君

理事 勝目 康君

理事 鈴木 貴子君

理事 高階恵美子君

理事 辻 清人君

理事 丹羽 秀樹君

理事 古川 直季君

理事 山口 晋君

理事 義家 弘介君

理事 梅谷 守君

理事 白石 洋一君

理事 牧 義夫君

理事 高橋 英明君

理事 平林 晃君

理事 西岡 秀子君

文部科学大臣

文部科学大臣政務官

政府参考人

(文部科学省総合教育政策局長)

政府参考人

(文部科学省高等教育局長)

政府参考人

(文部科学省高等教育局私学部長)

政府参考人

(文化庁次長)

橘 慶一郎君

根本 幸典君

柚木 道義君

鰐淵 洋子君

東 国幹君

上杉謙太郎君

柴山 昌彦君

田野瀬太道君

谷川 弥一君

中曽根康隆君

船田 元君

穂坂 泰君

山本 左近君

荒井 優君

菊田真紀子君

野間 健君

金村 龍那君

早坂 敦君

山崎 正恭君

宮本 岳志君

永岡 桂子君

山本 左近君

藤江 陽子君

池田 貴城君

茂里 毅君

杉浦 久弘君

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議 藤田清太郎君)

文部科学委員会専門員 中村 清君

委員の異動

四月十四日

辞任

勝目 康君

谷川 弥一君

吉川 元君

同日

辞任

東 国幹君

高階恵美子君

野間 健君

補欠選任

東 国幹君

高階恵美子君

野間 健君

補欠選任

勝目 康君

谷川 弥一君

吉川 元君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

○宮内委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として文部科学省総合教育政策局長藤江陽子君、高等教育局長池田貴城君、高等教育局私学部長茂里毅君、文化庁次長杉浦久弘君、経済産業省大臣官房審議官藤田清太郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○宮内委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。荒井優君。

○荒井委員 荒井でございます。

昨日の夜から、ちよつと僕、結構憤つていまして、昨日の夜からいろいろ二ユースで、文科省の、教員の処遇改善を議論する有識者会議の内容について取りまとめありつつあるということ、二ユースにたくさん取り上げられていまして、給特法一つ、二ユースにもありますけれども、その給特法に関して、給特法をなくすではなくて、教職調整額四%を引き上げるや、若しくは手当を増やしていくみたいな形のまとめり方をしているということを書いてあるわけですが、僕もこの有識者会議の内容を改めて見直してみたいけれども、やはり、そもそも本当にその方向性でいいのかどうかということも、もう一度、文科省が選んだ有識者の皆さんにはちゃんと考え直してほしいというふうにすごく思っております。

大臣、僕、この国会で、国会議員の中で唯一校長をやってきましたけれども、もう一つ自信が足りなくて、学校の再生を二年間ぐらいでやれたという自信があります。私立の学校ですけれども、私立の学校でも、ちゃんと、教職調整額とかそういうのをなくしてもしつかりと運営が再生できるので、僕は、しつかりもう一度議論をしながら、処遇の改善、しつかりと向き合っていたきたいと思っております。

きつと問題は財源なんだと思いますが、でも、これは一度大臣にも、一番最初に伺ったような気がするんですが、まさにその財源を引っ張っていただくことこそ文部科学大臣の大きな仕事じゃないかというふうに思っていますので、もう一度、是非、教員の仕事の在り方に対してしつかりと向き合つて、財源のことに関しては総理大臣や財務大臣にしっかりとかけ合っていたきたいというふうに思いますが、済みません、これは通告にはありませんが、ちよつと、どうしても思っていることなので、いかがでしょうか。

○永岡国務大臣 お答え申し上げます。

この調査研究会は、情報収集や論点整理を目的とするものでございまして、何らかの結論を得るというものではございません。

勤務実態調査の速報値の公表後、円滑な検討に資するように、給特法を含みます給与面、また公務員の法制、それから労働法制面の在り方などにつきまして、昨日、論点整理が取りまとめられたところでございます。

給特法の在り方につきましては、今後の検討の具体的な方向性について、現時点で決まっているということにはございません。実態調査の速報値の公表後、研究会におきまして整理されました論点を基に、教師の処遇改善を定めた給特法等の法制的な枠組みを含めて、中教審の方で検討をするということが考えられておるところでございます。

○荒井委員 是非、大臣の本当に強いリーダーシップを持って、現場の学校や教育、教育をよくするにはやはり学校がよくならなきゃいけないというふうに思いますので、先生たちの処遇の改善に強いリーダーシップを発揮いたしたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

そして、もう一つ、学校給食費の無償化法案。これは、我々と、あと維新の皆さんとで提出させていただきます。前回は、この件にしましては、早急な審議入りを与党や文科委員長にもお願いしたところでもあります。

これは是非、同じことなんです。やはり手段を

目的化しないためにも、早くにこういうことを対応していきながら、給食無償化に関して、これは与党も野党も一致しているわけですから、選挙の前にしっかりと進めていただきたいというふうに思いますが、大臣、いかがでしょうか。声がなかなか出にくいというふうに聞いていますので、手短な結論で結構です。

○永岡国務大臣 これは、給食の実施状況ですとか保護者の負担軽減策等の実態を把握した上で行う必要があると考えております。

いづれにいたしましても、小倉大臣が取りまとめたたたき台について、今後、総理の下に設置される新たな会議、今、もう第一回目の議論がされましたけれども、議論を深めて、そして、その議論を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○荒井委員 あわせて、大臣の本当に強いリーダーシップを今発揮するときだと思っております。永岡大臣のときに進めていただきたいというふうに強く思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回、著作権法の改正という形になっておりますが、何か、先ほど、学校の運営をどういうふうに立て直していったのかという話と全く同じだと思っているんですけども、常に手段が目的化しやすいのが、日本のこういう大きな組織のありようなんじゃないかと思うんですね。学校の校長になったときも、よく聞いていました。これはどうしてこういうふうになっているのかということ、すぐくシンプルに聞いていくと学校とか組織というのにはよくなっているんだというふうに、僕はそういう信念があります。

著作権法の改正、今、これを我々やっているわけですけども、この著作権に関して、どうしてこういうふうになっているのかということが、やはり分からないことがたくさんあるというふうに思っています。

今回、コロナ禍において、皆さん、図書館に来れなくなりました。図書館に通うことができなく

なり、子供たちの読み聞かせというのを図書館でやっているわけですけども、当然、そこに子供たちが来れなくなつたわけですね。その来れなくなつた子供たち向けに、図書館や若しくは学校、幼稚園や保育園等も、であれば、Zoomやインターネットを使って、読み聞かせをネットで配信しようというふうにしたわけですけども、御承知のように、日本ではこれが著作権法の違反に当たるので、そういう行為はやめてくれという形で、基本的には、著作権に基づけば、やめさせる仕組みになるわけですね。

でも、一方、アメリカではそうではなくて、それはほとんど、どうぞやってくださいという形になっているわけですね。

資料の一を御覧ください。これは、全米図書館協会というところが発行しているホームページ、左側ですけども、右側の訳文はこちらで、こちらでつけたといつても、これはDeepLというAIにぼつと入れたらすぐに、瞬時に訳してくれるわけですけども、それを使って訳させてもらったところなわけですね。そうですね。もう今やAIは本当にすばらしい訳文をしてくれるわけですが、この中で、一番右上のところ、訳文と書いてあるところですが、絵本の読み聞かせは、公立図書館や学校図書館の真髄とも言えるサービスですというふうに出てくるわけですね。著作権法の重要な副産物である識字率や学習を促進するため、その社会的利益は疑う余地がない、というふうに書いてあるわけですね。

是非、全文をお読みいただければと思っておりますが、この中で、この文書そのもので言っているところは、つまり、オンラインの読み聞かせというのは、これは著作権法でちゃんと大丈夫ですよということ、このアメリカの図書館協会は発行しているわけですね。そのキーポイントはフェアユースという、フェアユースの観点からいくと、これはしっかりと、オンラインの絵本の読み聞かせは大丈夫ですよというふうに言っています。

真ん中ぐらいにフェアユースの概念が、四つの

要素というのが書いてありますが、一、使用の目的、二、出版物の性質、三、作品の使用量、四、作品の市場に対する影響、この四点に関していけばフェアユースというのが適合されるものに関してはどうぞ使ってくださいということが書いてあるわけですね。

ちなみに、ちよつと今回、このウェブサイトの表題のところに関してはDeepLで訳さなかつたんですけども、ここに、左上の英語のところを書いてある、ニユース、オンライン・ストーリータイム・アンド・コロナウイルス、ストーリータイムというのは読み聞かせのこの英語の言い方なんですけれども、オンラインの読み聞かせとコロナウイルス。その後、コロナで、イツツ・フェアユース・フォークスというふうにして書いてありますが、つまり、これはフェアユースですよ、皆さんというふうに呼びかけているわけですね。

そうなんです。アメリカではこうやって、もちろんこれはアメリカでもコロナの期間中に限っていることは前提なんですけれども、図書館や学校等がオンラインで読み聞かせをすることにしましては、フェアユースの一環だからどうぞ使ってくださいというふうに言っているわけですね。

僕も実は、東京子ども図書館という、練馬にあるんですけども、子供たち向けの絵本の図書館の評議員として、子供たち向けの絵本の読み聞かせに接するために、一生懸命、絶え間ない努力をたくさんしてきているのはよく知っています。

そのときに、コロナで図書館に来れなくなつて、何とかしてこの絵本のよさを伝えよう、そして絵本の教育的な価値を子供たちに止めどなくやっていこうというふうにする、その誠意ある努力を、いや、著作権法の違反だからやめてくださいと言っている著作権者や絵本の会社も本当に、多分、苦しい思いをしながらやめてくれと言っているんだと思えますし、図書館や保護者の皆さんたち

も、これはどうしてこういうふうなことをやっているといけないのかなと悩みながら、でも、著作権法の違反だと言われれば、悪いことをしちゃったんだと思つて萎縮していくと思うんですね。

何だか、日本の著作権というのは、まさにこのオンライン化みたいなときにどうもうまく適合しないようになってしまっているんじゃないかというふうに思いますが、大臣はこのことについてどういうふうにお考えですか。

○永岡国務大臣 荒井委員おっしゃいますように、今アメリカで導入されておりまして、いわゆるフェアユースは、著作物の利用を円滑化するために、公正な利用であれば権利者の許諾がなくても著作物を利用できるように、法律の規定によりまして権利者の有する権利を制限するものであると承知しております。やはりこのベースは、コロナ禍での子供たちへの読み聞かせというものが本当に大きな範囲を占めているだろうと思っております。

このフェアユース規定につきましては、著作物の新たな利用行為に柔軟に対応できるメリットがあります。しかしながら、一方で、その行為の後に訴えられるリスクが発生いたしましたして、さらに、その適法か違法かについては、これは司法判断、司法の判断を待たなければならぬというところがあります。だから、なかなかすぐには、使っていないですよ、悪いですよというのは判断できない、明確にならないというものでございます。法規範の予測可能性が低下するということもデメリットである、そういうふうには思っております。

日本でも、この規定の導入を検討した平成二十九年の文化審議会の報告では、我が国におきまして、司法によります解釈に委ねるフェアユース規定ではなくて、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた法規定を整備する仕組みが最適である、そういう考えが整理をされました。

このため、著作権法では、フェアユース規定は設けておりませんが、著作物の利用について、公

法的な必要がある場合には個別に著作権者の権利を制限する規定を設けて対応しているところがございます。

○荒井委員 そうですね。まさに、フェアユースがない日本にとっては、一つ一つ著作権者に許諾を求めていくというのが必要になっていくわけですね。

有名な話でいうと、だからこそ日本ではグーグルがつかれなかつたというふうにも言われているわけですね。一九九四年に、元々、インターネットの検索のサービスの仕組みというのができてくるわけですが、検索というのは当然いろいろウェブページとリンクを結んでいくということになるわけですけれども、日本の著作権の規定になれば、そのリンクを結ぶ先に、権利を、一個一個許諾を取らなきゃいけないという形になるわけです。

一方、アメリカでは、フェアユースですので、リンクに対して許諾を取る必要がない。グーグルは、元々、アメリカでまさに裁判をして、結果的に裁判に勝って、このグーグルのサービスというのはフェアユースだというふうに認められて広がっていくわけです。

でも、考えてみてください。日本人は、みんなグーグルをずっと使っているわけですね。アメリカのフェアユースの前提でつくられたサービスによって日本人も恩恵を受けている。なぜ日本ではグーグルのサービスが、著作権違法できつとつくれなかつたと思うし、若しくは、つくることが萎縮してしまつて、つくろうという意識が出てこない中、アメリカだったら、アメリカでつくることができる。

もう一度申し上げます。やはり日本の著作権法というのは、アナログを前提とした著作権になつていて、インターネットの時代に適した著作権の在り方にやはりなつていないんじゃないかということを感じております。

続いて、著作権、今日、触れるか触れないかちよつと悩みましたけれども、せつかく著作権の

法の改正の話をしていきますので、今またで有名になつている映画の話を一点触れさせていただきます。

ウィニー事件という映画が、今六本木ヒルズの映画館でもやっていますので、是非、委員や関係者の皆さんも御覧いただきたいわけですが、二〇〇二年にウィニーというファイル共有ソフトを開発した人が逮捕される、著作権違反幫助の罪で逮捕されて、そして、七年の裁判の結果、最高裁で無罪を勝ち取るわけです。

このウィニーを作った金子勇さんという東大の助手の方は、日本の天才エンジニアだということに言われていた方でしたが、この裁判で無罪になつた後、半年後に亡くなつてしまつたわけですね、病気で亡くなられたわけですから。

日本のインターネットの父と言われる慶応大学の村井純さんは、ひよつとしたらウィニーというこの仕組みのシステムがビジネスの基盤に育つていた可能性があつたかもしれない、本当に亡くなつたことは残念だというふうにおっしゃられていますし、実際、最近、ウェブ3・0みたいな言われているビットコインやNFTと言われているようなブロックチェーンの技術というものの先駆けが、まさにこの金子勇さんが開発したウィニーの技術だつたんじゃないかというふうに言われているわけです。

我々日本国は、著作権法の違反の幫助という罪で、この金子勇さんという天才と、そしてその技術を、やはりそれを進化させる機会を失わせてしまったんじゃないかというのは、この映画を見て、僕は個人的に感じました。

大臣は映画を御覧になつていないかもしれませんが、是非、ウィニーのこの事件について、今の政府の見解というものを、これは質問通告を出させていただいていますので、よければ教えていただきたいと思つております。

○永岡国務大臣 ウィニー事件につきましては、これは、私「Winny」の映画は拝見はさせていたいただいておりませんが、調べましたところ、

ウィニー事件につきましては、ファイル共有ソフトをインターネット上で公開していたものが、ソフトの利用者による著作権侵害を幫助したとして刑事責任を問われたものの、無罪となつた事件であると承知しております。

この事案は、様々な受け止め方というものがあると思ひます。私自身も一概に評価をすることは難しいなと思ひますが、はつと思ひついたのが、ダイナマイトを開発した彼のことですね、ちよつと思ひました。いいことにも使えるし、しかしながら、それが、いいことではない、悪にも使える、そういうことでございます。

いずれにいたしましても、今後も、技術の発展の動向を注視しながら、社会の要請にこたへるべく適切に対応していくということでございます。

○荒井委員 ありがとうございます。

著作権というのは本当に難しい、そして誰にでも所属しますし、このインターネットの時代になると、誰もが違反をしやす、簡単に違反をしやす、SNSとかでちよつと使えば違反に問われるかもしれない、非常に難しいことだというふうに思つております。

学校においても、まさにこの著作権の問題をどう取り扱っていくのかということが、二〇一八年、著作権法の改正の中で問われてきたというふうな理解をしています。

例えば、学校で、今の著作権法の改正をする前は、学校から授業を、生徒がいない場所で撮つたものを配信すると、それは著作権違反に問われていたんですね。生徒が少数数でもいたら、その授業を配信していれば著作権法では守られるわけですけれども、何だかおかしい話だなと僕なんかも思ひますが、二〇一八年、それを改正して、それをクリアにしたわけですね。

そのクリアにしたときに、じゃ、著作権をどういうふうにするのかということで、今回の法案にも非常に近い、いわゆる窓口団体みたいなものをつくつています。それが、正式名称は長いんですけど、授業目的公衆送信補償金等管理協会、略して

SARRRASという団体をつくりまして、このSARRRASが学校における著作権の一括管理みたいなことを今しているわけですね。大体、年間五十億ぐらいのお金が入つてきて、それを著作権団体に分配するという仕組みになつていきます。高校生だと一人当たり四百何ぼか、その補償協会に入るといふ形になつていくわけですね。

今、SARRRAS、コロナ禍に始まつて、いろいろ混乱もあつたかと思ひますが、例えば、このSARRRASという団体の、しつかりと運営されているのかどうかというのはすごく重要なことだといふふうに思つております。

資料の二ページ目を見ていただくと、SARRRASの役員一覧といふことをホームページから拝見させていただいています。

でも、このSARRRASのほかのページには、資料にはおつけしていませんが、こうした一連の分配に関する業務は、その適正性、透明性を確保するために、文化庁による監視対象であるとともに、SARRRASや分配業務管理団体は情報公開に努めることとしていふことと、情報公開をしつかりしますよといふことを明言しているんですね。その上で、この役員一覧がべろつと載つていくわけですが、でも、大変残念です。SARRRASの皆さんが仕事を一生懸命して

いないと言つてもいいかもしれませんけれども、でも、例えば、こういう大事な団体であり、そして、これも文化庁長官によって認められた団体なわけですから、例えば理事長がどういう方なのか、どういふ経歴でこのポジションを務められているのか等々、しつかり経歴とか載せてしかるべきなんじゃないかと思つております。

ちなみに、独立行政法人の場合には、独法をそつういふふうにしつかりと情報公開する法律がありますので、独法の役員の場合には必ず、経歴、キャリアの一覧が載つていふかと思ひます。

例えば、ここで一番最後、僕も公益財団の事務局長や専務理事をやつていましたので、こういう団体をばつと見たとき一番大事なのは、事務局長

が一番大事だと思えますし、事務局長が理事を兼ねているときには大変大きい権限があるというふうに思っています。理事、事務局長に今名前が載られている方は、この方はJASRACの御出身であるということが検索すれば分かるんですね。別に、やましいことはしていないと思います。しっかりとやられていると思うからこそ、そういうことをしっかりと載せられたらいいんじゃないかというふうに思います。

続いて、資料三を御覧ください。SARTRASの正味財産増減計算書、いわゆる、会社でいうとPLみたいなものが、一年間にどれだけ稼いだのかというものの決算が載っております。

こういうときにも、一体この団体はどれだけの人件費を払っているのかというのが、やはり見るべきポイントだというふうに思うんですが、でも、この表の中には、人件費というのはここには入っていないわけですね。かき括弧の二番目、経常費用の中に事業費と管理費というふうに入っていますが、恐らくこの中に人件費というのは含まれているんだろうというふうにしか思えません。が、一体それが幾らなのかというのは分からないわけです。

ちなみに、資料の四ページ目を、四枚目の資料を御覧ください。これは、逆に、JASRACの同じ正味財産増減計算書になりますが、このJASRACの方に行くと、かき括弧の二番目、経常費用のところの事業費には、給与や臨時雇用費で、人件費をどれだけ払っているのかというのがしっかりと載っているわけです。

資料の五ページ目のところにも、②の管理費のところ、役員報酬や給与、臨時雇用費などの、人件費にどれだけ使っているかというのがしっかりと明記されております。

もちろん、JASRACとSARTRASは、売上げの規模というものは、収入の規模は随分違うかもしれませんが、でも、しっかりと著作権を管理して分配していくという大きな役割においては、事業規模の大小ではないと思うんですね。や

はり、こういった情報の公開、どれだけの人件費若しくは家賃を払っているのか等は非常に大事な情報だと思えますので、しっかりとSARTRASも情報を公開するべきだ、もつと丁寧な公開をする必要があると思えますし、今回の、今、法案で審議をしている窓口団体等ですね、著作権を管理する、分配機能を持つ団体を文化庁長官が選ぶ形になりますので、この新しい団体もしっかりとした情報公開を前提として選んでほしいと思っておりますが、大臣、いかがお考えでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のSARTRASは、授業目的公衆送信補償金の指定管理団体として、事業に関する情報の発信、公開に努めることが求められていると認識しております。

補償金の指定管理団体に対しましては、著作権法施行令におきまして情報公開の規定が設けられております。具体的には、毎年度作成する事業計画及び収支予算、事業報告書及び収支決算書の公表に関する規定などにより、情報が公開されるというところでございます。

特に、昨年度は、制度が開始されてから初めての補償金の分配が行われた年度でございまして、そうした情報を広く社会に対して発信していくことは重要だと考えております。

今日、委員から御指摘を頂戴しました、SARTRASの事業に対するより効果的な情報の発信、公開につきまして、引き続きSARTRASともしっかりと協議してまいりたいと考えております。

○荒井委員 杉浦次長、是非、SARTRASも含め、しっかりと情報の公開をしていく。これは、単に載せればよいというわけではなくて、しっかりと、どういうふうに見てほしいかというのと、どの思いだと思っております。

もう一回言います。JASRACとSARTRASの財務諸表の上げ方一つ取っても、どういふふうに見てほしいかという気持ちの伝わり方が違ふような気がしています。SARTRASも少な

い職員で頑張っているというふうには聞いていますが、どうぞ、そのところをよろしくお願いいたします。

そして、本法案に関してですけれども、この法案に関して、こういう、僕はいろいろと、特に、アナログ用ででき上がって、課題のあるというふうにも思っています。この著作権法の中で、権利者不明のドラマや動画、特にインターネット等に二次利用するようにしやすくするために今回の法案ができたというふうにも考えていますが、そもそも、権利者不明というのは何を指しているのかというのを、杉浦次長、ちょっと教えていただけますか。時間がないので手短にお願いたします。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

文化芸術分野におきましては、事業者と芸術家との信頼関係や従来の慣習等によりまして、口頭による契約で業務を行うことが多いほか、契約の多様性、構造的な特性等により、これまでの契約の書面化が進んでこなかったという状況がござい

ます。失礼しました、済みません。(荒井委員)権利者の不明です」と呼ぶ権利者の不明ですね、ちよつとこつちやになつていました。失礼しました、済みません。大変申し訳ございませんで

した。権利者の意思確認ということでございます。分かりやすいガイドラインをどういふふうに定めるかということでございますけれども、著作権者の意思につきましては、著作物やその周辺、著作権者やプラットフォームの公式ウェブサイト、SNSのプロフィール、検索エンジンなどを活用して確認するほか、各種のデータベースを用いて確認することを想定してございます。

文化庁長官が裁定した場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により、裁定をした旨のほか、著作者名など著作物の特定に必要な情報を公表することとさせていただきます。こうした意思表示や公表の方法の周知を含め、

新たな裁定制度の施行までに、分かりやすく、本制度を利用する際の手順、手続をまとめた資料やSNSなどを活用し、丁寧に周知してまいりたいと考えております。

大変失礼しました。

○荒井委員 日本の著作権は、例えば、今回は、著作権不明な人がいた場合でも二次利用がやりやすくしようということで、世界に対してもどんどん発信できるようにするということだつて、聞いていると、そもそも、権利者が不明の前に、実務面でしっかりと権利の契約をしているのかどうか、そこが非常に日本国内では危ういんだということが言われているんだというのを感じております。

資料の七を御覧いただきたいんですが、文化庁が取りまとめた、まさに、文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドラインというものが

あります。これは、そもそも、コロナ禍において、例えば俳優さんとか舞台の関係者の人たちが、口頭の契約でしかしていないので、その契約を結んでいたということが認められないから、コロナに関する補償金とか、国から下りることができなくなつちやつて、さあ困つたということで、こういうガイドラインを作つたということも一つの因だというふうに聞いております。でも、そもそもコロナの前から権利契約がなされてこなかったんじゃないかということの方が大きな問題だと思うんですね。

大臣、これは今回、ガイドラインというふうな作成で何ら法的根拠がないわけですが、著作権をしっかりとやっていくためには、足下の権利を、契約をしっかりとっていくことが大事だと今、フリーランス新法もできましたけれども、もつとこれを文科省、文化庁としてしっかりと整理していく必要があるんだと思えますけれども、最後、そこはいかがでしょうか。

○永岡国務大臣 先生おっしゃいますような、映画等、文化芸術の各分野の振興、発展のために

は、その担い手であります芸術家などの方々が本  
当に安心して活動に従事することができるとい  
うことが重要だと思っております。

しかしながら、芸術家などの方々が発注者との  
関係で弱い立場に置かれている状況というのも生  
じております。そのために、こうした状況を改善  
するために、関係者間での協議、そして交渉し  
やすい環境を整備していくことが重要でございま  
す。文化庁ではガイドラインの公表や研修会の実  
施などの取組を進めてまいりました。

こうした中で、政府全体として、フリーランス  
の取引適正化のための法整備が進められていると  
ころでございまして、これはこれまでの文化庁の  
取組を後押ししてくれるものと期待をしており  
ます。

文部科学省といたしましては、今後とも引き続  
きまして、関係府省庁と連携をして、芸術家の方  
が活動をしやすい、そして専念して仕事ができ  
る、それが継続できるような環境の実現に取り組  
んでまいりたいと考えております。

○荒井委員 ありがとうございます。

今、日本の文化庁長官は都倉俊一さんという大  
変有名な、「JF O」などの作曲家でもあり、そし  
てJASRACの会長でもあった、日本において  
も、著作権に関して一番プロの方だと思ってい  
るんです。本当は今日、僕、都倉長官と著作権の  
在り方について議論をしたかったんですが、長官  
というのはこういう答弁をされたいというふうな  
ことで、今日はちょっと大変残念な思いで、都倉  
長官がどのようにこれから著作権法、在り方を考  
えられていくのか、是非しっかりと見守ってい  
たいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○宮内委員長 次に、森山浩行君。

○森山(浩)委員 立憲民主党、森山浩行でござい  
ます。

昨日、今日の質問の準備をしているときに、  
二ニュースで、不登校対策推進本部の初会合があ  
ったというふうなニュースが流れておりまして、そ

こで大臣が不登校ゼロというふうなことをおっ  
しゃっているというのがふっと耳に入ってきたま  
し、その後で文書を調べますと、不登校により学  
びにつながるような子供たちをゼロにする  
ことを目指すというふうなコメントをされてい  
るようなんですけれども、不登校ゼロという言葉  
は、言ってしまうと、不登校に陥っている子供た  
ち自身が自分自身を否定されるような、そんな思  
いになるということがあってはなりません。  
今、文科省、あるいは大臣の方向性としては、  
フリースクールであるとか、あるいは家庭学習で  
あるとか、学校に行けなくても学びにつながる  
というふうなことが大事だという方針を示してお  
られると思いますが、間違っていないと思いま  
せん。まずは真意をお伺いしたいと思います。

○永岡国務大臣 森山先生おっしゃいますこと、  
大変重要な視点であると思っております。  
学校というのは様々な学びを得られる場所でご  
ざいますが、不登校は誰にでも起き得る、そうい  
うことではございません。

今回のプランは、不登校の児童生徒の数をゼロ  
にするということを目指しているわけではない  
んです。やはり重要なことは、仮に不登校になっ  
ても、そういう子供たち、小中高等学校を通じ  
て、学びたいと思ったときに多様な学びにつな  
がること、その子がつながること、これができる受  
皿を整備することだと考えております。

このため、今回のプランを通じて、不登校  
により学びにつながるできない子供たちを  
ゼロにするということ、これを目指していきたい  
と考えております。

○森山(浩)委員 そうですね。だから、ちょっと  
標語としても、不登校ゼロというふうなことの言  
い方をすることについてはよく考えていた  
だいて、学びにつながるために、取り残さないた  
めにどうするか、子供たち自身を否定するよう  
な形にならないようにどうするかというふうな  
伝え方などの工夫をしていただきたいというふう  
に思います。

さて、先ほどちょっと荒井委員の質問の中で、  
学校給食費の無償化法案について、補欠選挙や統  
一選、今選挙が行われているという中において、  
どのような内容か、どのような形で予算も取っ  
てるのかというふうなことも含めてきちんとしな  
きやいけない、議論を始めましょうというよう  
なお話の中で、保護者の負担について検討という  
ような感じのコメントをいただいたんですかね。保  
護者の負担、これは無償化したら減るわけなん  
ですけども、法改正が必要だというふうなハー  
ドルがありますよというふうな意味でしょうか。ほ  
かに何か意味があるんでしょうか。

○永岡国務大臣 このところでは、やはり大  
変な物価の高騰が騒がれております。そのために、  
これは政府の方で対応をさせていただきまし  
たけれども、地方創生臨時交付金、これで給食費の  
両親の方々の負担の軽減に使ってほしいという  
ことがございましたので、そういうこともあり、保  
護者の負担の軽減策ということでお話をさせて  
いただきました。

○森山(浩)委員 そういう意味、意義があるとい  
うふうな意味でおっしゃったということですね。  
これもしっかりと議論していきたいと思いま  
す。それでは、法案の質疑に入りたいと思いま  
す。著作権法というのは、一つは利用をするとい  
う部分、もう一つは権利を保護をするという部分、  
このバランスを取るといふための法制だと思  
います。

その中で、権利侵害というところがあります  
ね。海賊版の件についても現在取組がなされてい  
るわけですが、まず、これまでの取組としては、  
インターネット上の海賊版に関する総合的な対策  
メニユー及び工程表というふうなことで、二〇二  
一年の四月に出された工程表というのがありま  
す。これについての取組、及び、海賊版天国と言  
われて、いろいろな穴があるよと言われてきた日  
本の現状について、認識と、そして現在の対策に  
ついてお尋ねをいたします。

○永岡国務大臣 インターネット上の海賊版サイ

トによる被害というのは、依然として後を絶  
っておりませんで、本場に深刻な状況であると、これ  
は大変憂慮しております。

今般の規定の整備によりまして、被害者により  
ます損害の立証負担が軽減されて、そして、認定  
される賠償額が高まり得る可能性、そういうこと  
が期待できます。それと、いわゆる侵害し得とい  
うことの防止や、また将来の侵害の防止につな  
がるもの、そういうふうにも考えております。

また、海外におけます対策状況を見ますと、海  
賊版コンテンツの削減のための差止め請求などが  
多く見られまして、権利者自身による権利の行使  
が重要となっております。

こうしたことから、文部科学省では、クリエー  
ターを含めました著作権者の権利行使を支援する  
ために、著作権の侵害対策の情報をまとめたポ  
ータルサイトを公開するとともに、弁護士により  
無料の相談窓口を開設いたしました。さらに、  
関係府省庁が共同で取りまとめました海賊版対策に  
対する総合的なメニユーに基づきまして取組を進  
めております。

文部科学省といたしましては、諸外国や、関係  
府省庁、そして関係団体としっかりと連携しな  
がら、取組を進めてまいりたいと考えております。

○森山(浩)委員 各省庁が協力をして総合的な対  
策をする。特に、日本における侵害において、中  
国やベトナムといったところにある違法サイト、  
あるいは海賊版のサイト、こういったものにつ  
いて非常に大きな懸念がされてきましたけれども、  
これについても、日本からの要請に基づき、また  
中国やベトナムでも対策をしていただいていると  
いうこともお聞きをしています。これは減ってい  
くというのが大事なんです、日本においては海  
賊版、大丈夫だよというふうなイメージに、これ  
が継続をすることがないようにしなきゃいけない  
と思うんですが、先ほどちょっと気になったの  
が、海賊版の被害に対する損害賠償の額が高ま  
るといふ言い方でした。  
この法律におきましては、海賊版について、本



かないといけない、このようにも考えておりま  
す。

○森山(浩)委員 そうですね。日本において、権  
利保護の部分がまだまだ個別に任されている、あ  
るいは、個人とかあるいはそれを業としない人た  
ちの著作物というのが、公表されたまま、未管理  
のままというような状況も少なくないということ  
でありますので、その部分の整備というのは非  
常に重要な問題だと思えます。権利保護というよ  
うな側面と、そして利用というような、このバラ  
ンスを取るためにも、この権利保護の部分、しつ  
かりと、過去の分も含めてやっていくということ  
でお願いをしたいと思います。

それでは、本改正案の制度設計についてお伺い  
をします。

登録確認機関、それから指定補償金管理機関と  
いうことで、登録あるいは指定をするということ  
なんです、これは、この間、梅谷委員の質問の  
中で、年間どうですか、六十件程度ですというよ  
うな答弁があったかと思えます。

六十件程度だったから、直接文化庁さんがやっ  
たらいいんじゃないですか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

今回の新たな裁定制度につきましてですけれど  
も、ちよつと法律上の規定からも少し申し上げさ  
せていただきますと、文化庁が申請の要件の確認  
を実施するというふうにまずできておりまして、  
その上で、文化庁長官は民間の機関を指定や登録  
をして活用することができる、こういう形になっ  
てございます。そのため、指定機関、登録機関の  
申請がないという場合には、文化庁が自ら業務を  
行うことも選択肢としてあります。

ただ、こういった業務は、かなり専門的で、し  
かも迅速かつ的確に、適正にやらなければなら  
ませんので、文化庁の行政の中というよりは、き  
ちつとした専門的なところでもし手を挙げたい  
だければ、そういったところでの確に処理する  
ということを進めていくことが大切かと思えます。  
ただ、いずれにせよ、委員おっしゃったよう

に、規模が小さいといった場合はどうするかとい  
う問題は確によく考えなきゃいけないところで  
ございまして、ただ、いずれにせよ、これは申請  
される候補者の方からいろいろアイデアとか  
工夫が出てくると思えます。そういった形もしつ  
かり受け止めて考えていく必要がございまして、  
いずれにせよ、文化庁としては、これから、関係  
者へも丁寧な周知、説明を行いまして、機構の円  
滑な指定、登録に向けて検討を進めてまいりたい  
と考えております。

○森山(浩)委員 六十であれば迅速に文化庁本庁  
でできるんじゃないかということをお願いしてい  
るわけですが、これが例えば六百になるとか六千  
になるとかというような見通しで、機関を指定し  
なきゃいけないと思つていらつしやる、つまり、  
待つている人が多いんだ、簡素にすればもつと  
もつと権利の登録をされるんだというような状況  
にあるのか、今のところはそうじゃないけれど  
も、してもらえないように頑張らなきゃいけない  
んだという意味なのか、どちらでしょう。

○杉浦政府参考人 今の裁定制度、新制度じゃな  
くて、現行の著作権者不明の場合の裁定制度につ  
いては、先ほど委員おっしゃったように、年間五  
十から七十件程度、まあ六十件程度ということ  
ですけれども、著作物の数でいきますと、やはり千  
点から五千点、年によつては数万点となります。

最近の例でいきますと、平成三年度は六十六件  
ありましたけれども、五千点あり、令和元年度で  
は七十一件あったところ、五万点あり、令和二年  
度は四十九件で千六百点程度ですけれども、令和  
三年度は六十件で千、千二百ぐらいです、千  
点程度という形で、ちよつと年によつて増減はあ  
りますけれども、実はそれぞれの著作物一つ一つ  
を追っていくには、結構な量はあります。

今の著作権課の方でもこういった業務を日頃の  
業務の中でこなしていくわけですけれども、大  
体ですけれども、私らの肌感覚で申し上げます  
れば、一個の件数をやるのに二か月から下手する  
と三か月ぐらいかかるといふ形です。

それで、ちよつとそれでは困るなというのが本  
音でございまして、指定法人にやっていただい  
て、これをまず、どんな業務だったらのぐら  
いの使用料でどれぐらいの処理をするということ  
をパターン化させまして、なるべくパターン化せ  
まして、公平にやれるように、的確にやれるよう  
にしまして、そういった形のノウハウを作りなが  
ら、指定機関にお願いするといった方が、利用す  
る方も、また逆に保護していただく方の方々に  
とつても有利かなというふうに考えているところ  
でございまして。

○森山(浩)委員 二か月、三か月となると、やは  
り簡素簡便じゃないですものね。  
イラストレーターさんで、毎日毎日、その日の  
お誕生日の人に向けたイラストを描いてネットに  
上げているという人がいらつしやる。こうなつて  
くると、二か月、三か月になると何十というよう  
なものもたまつてくるわけなんですけれども、そ  
の辺、簡素簡便にするという部分については、お  
願いをするときにはしつかりお願いするんでし  
ょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、そこところは、簡素簡  
便にやっていくように、迅速化するようにな  
さなきゃいけませんので、どういった形  
のもの、どれぐらいの手数料で、あるいはどうい  
うような形で補償額を見てということ、一定の  
パターン化をしつかり作つてまいりまして、それ  
で、迅速に進むように、また専門の人にもしつ  
かりと見てもらう形で体制も整えていくといったこ  
とが求められると考えておりますので、その点は  
よく、しつかり見ながら、先ほどの登録や指定の  
ところを進めてまいりたいと思えます。

なお、済みません、先ほど私の申し上げたこ  
ろで、平成三年度と申し上げたところで、ちよつと  
済みません、大変失礼しました。平成三十一年度  
に六十六件、五千七百七十五点ということござ  
いました。失礼しました。

○森山(浩)委員 そうなんです。クリスマスの

イラストは十二月二十六日になつたらもう使えな  
い、お正月のイラストは一月一日を越えてしまつ  
たら使えない、このようなことも含めて、  
迅速にやっていただくというのは非常に大事な部  
分だと思えます。

今回、補償金の扱いなんですけれども、新たな  
裁定制度においては、供託ではなくて、共通目的  
に使うのだという、これは歓迎をしたいと思います。  
というのは、供託をしまつと、一般財源  
に最後入つてしまつと、どこに使われるか分から  
ないということですから、共通目的というふう  
にきちんと定めるといふこと自身は歓迎をしま  
すか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

補償金の取扱いでございまして、著作権  
者等が現れなくて結果的に支払われない可能性が  
出てしまつた補償金の取扱いということでは  
申し上げます、これは指定補償金管理機関が保持  
し続けるのではなくて、著作権者や利用者全体の  
利益に還元することが適切と考えられます。

本改正案におきましては、指定補償金管理機  
関に対して、権利者への将来の支払いに支障が  
生じない範囲内で、当該補償金の一部を著作権  
保護や利用円滑化、創作の振興に資する事業に活  
用することを義務づけております。

例えば、その活用例といたしましては、審議会  
では、様々な著作物の権利情報を集約して、利用  
にも対価還元にも貢献できるデータベースの構築  
などに活用といったことが掲げられているところ  
でございまして。

○森山(浩)委員 分野横断権利情報検索システ  
ム、これに使うとかということ、やつたらどう  
ですかね。

○杉浦政府参考人 失礼しました。お答え申し上  
げます。

委員御指摘のシステムの利用は、これから検討  
していかなきゃいけないかなというふうには考え  
ております。

それから、済みません、先ほど訂正したのをまた訂正で大変恐縮でございますが、それでちょっと混乱してしまって、先ほど平成三十一年度というふうに申し上げたのが、ちょっと済みません、二十九年年度でございますので、もう一回訂正させていただきます。申し訳ございません。

○森山(浩)委員 そうなんですよね。だから、著作権絡みについて、情報の整理とか、あるいはこれまでの権利関係とかいう部分については随分と混乱しているなという印象を受けます。

やはり、自分で守ろうという人たちは、JASRACであるとか、集中管理の機関に預けている。でも、そこに預けない皆さんというのは、手続が煩雑であったり、時間がかかったり、そこまですりたくてもという様な皆さんであると。ただ、これは、二次利用、三次利用という中で、どこかで大きく花開くという様なこともあり得ますし、そもそも、著作物にはその著作の権利者がひもづいているという状況をつくらなきゃいかぬ。

ドラマや映画につきましても、監督なり、あるいは脚本家なり、主演俳優、このぐらいまではひもづいていても、脇役であったり、あるいはエキストラであったり、音楽であったり、いろいろな部分で権利の塊なんですけれども、これが、一つ検査すれば全部一気に出てくる、この皆さんにちゃんと分配できるという様なシステムになり切れていないというところが非常に大きな問題だと思えますし、ここらあたりも、今後つくるときは当然やっていただくだけでも、そうじゃないこれまでの部分についてもしっかりと整理をしていただく、またそれを後押しをするという様なこともこの共通目的の中には入るんじゃないかなというふうに思いますので、そこも御検討いただきたいと思います。

大事な、権利者の意思確認についてです。権利者の意思を確認するというときに、そういう形で、これまで自ら登録をしていない皆さんの著作物あるいは権の権利者でありますので、こ

れをどのように探索するか、どこまで頑張つてやるかも、使う人もそう、そして機関もそう、どのような形でやるかというガイドラインなりを作るべきだと思いますが、いかがですか。

○永岡国務大臣 お答え申し上げます。

著作権者の意思につきましては、著作物ですとかその周辺、また、著作権者やプラットフォームの公式のウェブサイト、またSNSのプロフィール、それから、先生先ほどおっしゃっていましたけれども、検索エンジンなどを活用して確認するほか、各種のデータベースを用いて確認することを想定しております。

また、文化庁の長官が裁定をした場合には、インターネットの利用その他の適切な方法によりまして、裁定をした旨のほか、著作権者名など著作物の特定に必要な情報を公表することとしております。

こうした意思表示ですとか公表の方法の周知を含めまして、新たな裁定制度の施行までの間、分かりやすく、本制度を利用する際の手順、手続をまとめた資料ですとかSNSなどを活用いたしまして、しっかりと丁寧に周知をしてまいりたいと考えております。

○森山(浩)委員 これは、裁定を下す前の段階で本当に徹底してやっていたかないといかぬというところだと思えます。知らなかったというように大きく権利侵害されるということがないようにということですが。

もう一つ、権利の部分でというところ、著作者の人格権の不行使という契約があります。不行使ですよと言っただけでも、それが二次利用されるという中において、例えば、キャラクターが思ったのと違う性格づけになって出てくるであるとか、あるいは、学者さんが、自分の書いたものがその趣旨と違う形で使われるとかいうような形で事案になっている部分もあります。

このときに、契約書を書いたんだから著作者の人格権は不行使でいいんですよというようにどこでどんどんどん利用されていくというよう

なことがないようにしなきゃいけないと思えますが、不行使は書いても、それが想像を超えるような使い方をされた場合に不行使を撤回するということはできるという考え方でよろしいですか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

著作人格権や実演家人格権の具体的な定め方ということでございますけれども、これは一般論ではございますけれども、まずは私人間の契約において当事者間で決めることでございますので、両者が対等な立場で取り決められるものというところでございます。

また、文化庁の契約関係適正化ガイドラインでは、著作人格権や実演家人格権等につきまして、その取扱いについて確認しておくことが求められるとされておりまして、ガイドラインの契約書のひな形では特段の規定は示されてはおりません。

なお、やはりこのガイドラインの契約書のひな形の解説におきましては、著作物の利用の円滑化の観点から、一定の場合に人格権の不行使が求められる場合、この場合には、ここはちょっと、こういうふうな規定がなされているということであらう読み上げさせていただきますと、受注者は、発注者又は発注者が指定する者による著作物の利用に関して著作人格権を行使しない、ただし、発注者又は発注者の名譽又は声望を害した場合はこの限りでないという規定するといった例も示されているというところでございます。

いづれにせよ、著作人格権等の取扱いは私人間の取決めによつて決定されるものでありますけれども、文化庁といたしましては、この取扱いにつきまして、ガイドラインの普及や著作権教育を通じまして、引き続き関係者の理解促進に努めてまいりたいと考えております。

○森山(浩)委員 権利者として使用者、両方の理解増進が必要だと考えます。

○宮内委員長 次に、金村龍那君。

○金村委員 皆さん、おはようございます。日本維新の会の金村龍那です。

本日もよろしくお願いたします。少し喉がしわがれておりまして、いや、私が。申し訳ありません。なので、しわがれた者同士というところで、優しく質問してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、今回の改正案によつて、海賊版等によつて、著作権者が被害回復していくことが見込まれていると思うんですけども、実際には損害賠償がメインになっていると思うんですけども、ただ、この問題というのは、やはり本質は海賊版サイトをどのように取り締まっていくのか。もちろん、取締りそのものは警察の役割なのかもしれませんが、著作権法を所管する文化庁として、今後このようなサイトについてどのような対応策を検討しているのか、教えてください。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

インターネット上の海賊版サイトによる被害は依然として後を絶たず、継続して対応していくことが必要と考えております。

文化庁では、これまでに、侵害コンテンツのダウンロード違法化などの法整備や海外の著作権制度の整備支援、国民への普及啓発などの取組を行っているところでございます。また、クリエイターを含めた著作権者の権利行使、これを支援するために、昨年六月、著作権侵害対策の情報をまとめたポータルサイトを公開するとともに、八月には弁護士による無料の相談窓口を開設したところでございます。

文化庁としましては、引き続き、相談窓口等を通じた情報収集と発信を行いながら、権利者による権利行使の支援を強化するとともに、諸外国、関係省庁、関係団体との連携を密にしていきたいと思います。

○金村委員 やはりこれは、イタチごっこにはなると思うんですけども、しつこく対応していくことが、海賊版サイトを開設したり、そこで違法な収益を得ている人たちにとっては困り事になる



わけですから、是非しつこくやっていただきたい  
と思います。

その上で、私、会社を営んでいたときに、よ  
くイラストとか、それからアイコンだとか、そう  
いったものをクリエイターに発注しようとする  
と、著作権の関係とか肖像権とか、そういったも  
ので結構な金額を取られるんですね。だから、会  
社の業績がいいときは割ときちんとオーダーがで  
きるんですけども、どうしても業績がまだ一定  
程度るときはフリーの素材をよく使うんですね。  
私は、著作権者にとって著作物をしっかりと保  
護していくことは必要だと思うんですけども、  
一方で、フリーの素材が社会にあふれることで進  
化や発展してきたことも現実論としてあると思  
うんですね。

その中で、例えば熊本県のくまモン、これはフ  
リーなんですね。フリーだからこそ、あらゆる商  
品やそれから宣伝、そういったものに利用され  
て、今では、くまモンといえば熊本県というの  
は一定程度の日本国民が承知をしているところだ  
と思うんですね。

そういった意味では、今回の改正のポイント  
は著作物と権利者のバランスだと思っ  
て、今では、くまモンといえば熊本県というの  
は一定程度の日本国民が承知をしているところだ  
と思うんですね。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどお話ありましたくまモンも、おっしゃる  
とおりフリーで使われていると聞いています。た  
だ、使うときは、許可してくださいねということ  
で許諾を取っていらして、そこでやはり熊本  
としっかりとつながって、熊本の方でも管理され  
ているというふうに向っています。

このように、著作権者の利用に係る意思を示す  
ということは大変重要でございまして、自身の著  
作物の利用に関する条件や規約を示すことによっ  
て円滑に著作物を利用していきなり、手続を取れ  
ば無償で使用、先ほどのくまモンもそうですけ  
れども、オーケーです、利用していいですという許  
可をしてくれる例もある、このように承知してお

ります。

また、この度の法改正による新たな裁定制度で  
は、著作権者の権利の保護に配慮し、その意思を  
尊重した上で、意思が確認できない場合の利用の  
円滑化を図りながら、著作権者等に利用の対価で  
ある補償金を支払われるという形になっていると  
いうことでございます。

この制度によりまして、著作物の利用に係る意  
思を示すことの重要性が認識されますことから、  
著作物の適正な管理を促す、こういう効果もある  
と考えているところでございます。

文部科学省といたしましては、著作物の利用を  
円滑化するとともに、著作権者に対価を還元する  
ことで新たな創作につながるコンテンツ創作の好  
循環の実現を目指す、このように考えているとこ  
ろでございます。

○金村委員

私のように会社を営んでいたとき  
の経験という意味では見方が少し違うのかもしれ  
ませんし、クリエイター側にとっては非常に有意  
義な法改正につながっているのかもしれないけ  
れども、やはり大切なのは、このバランスをしつ  
かり保って、社会に物があふれ、そしてそれを選  
択できるという自由があるということを追求し  
ていくことだと思っております。是非、バランスに  
ついては欠くことのないよう意識していただきた  
いなと思っております。

そして、今回、この新しい裁定制度の下、著作  
権者が現れなかったときに、いわゆる、著作物を  
使うために払ったお金、補償金ですけれども、こ  
の補償金が、著作物等保護利用円滑化事業への支  
出となつていっているんですね。

実際に、じゃ、どのぐらい権利者がしっかりと  
把握されているかというと、探索のレベル感もあ  
りますので、そんなに多くはない。年間百人程度  
の、この著作物は誰が作ったのかということが明  
確になつていっている。そのぐらい特定が難しいと思  
うんですね。だとすると、補償金そのものは、ほと  
んどこの事業に使われることになると思うん  
ですね。

そういう意味では、補償金が新しい事業に使わ  
れることは僕は望ましいと思うんですけども、  
もう既にこの段階、法律を作る段階で、例えば支  
出先がある程度絞られている、例えばこういう先  
に支出を前提とした仕組みなんだということがあ  
るのであれば明らかにしていただきたいと思いま  
す。いかがですか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。  
指定補償管理機関の方で徴収されました補償  
金、これにつきましては、やはり、著作権者の方  
にしっかりと渡すように、申請者の方も確認しま  
すが、申請者から出てきたら改めてまたしっかりと  
と捜すということは大切ではございます。

ただ、委員御指摘のとおり、裁定後でも権利者  
が現れなくて補償金が支払われない場合につきま  
しては、その支払うことのできない補償金を指定  
補償管理機関が権利者や利用者のために活用する  
ということが大切となってまいります。このため  
に保護利用円滑化事業というのがつくられている  
わけでございますけれども、具体的には、その支  
出先といたしましては、著作権の保護や著作物の  
利用円滑化、創作の振興に資する事業というふう  
に定められておりまして、例えば、今回の制度を  
議論した審議会では、様々な著作物の権利情報を  
集約して、利用にも対価還元にも貢献できるデー  
タベースの構築といったところ、これをしっかりと  
活用したらどうかというふうに言われているとこ  
ろでございます。

○金村委員 お金が投資されることによって業界  
が広く発展していくことは非常に望ましい。で  
も、その支出先が固定化することによって、実際  
には特定の人たちになつてしまふ、こういうこと  
は避けなければなりませんし、一方で、クリエイ  
ター自身が、個人がしっかりとその補償金を受け  
て成長していくことは実に望ましいことであると思  
います。私も、例えばクリエイターを使つた  
り、私がやっていった事業の中でいうと、例えばフ  
リーランスの人に仕事を提供して、それで、その  
人が生活の足しにしていくというのはよくあつた

んですね。

だから、やはり、著作権法の中だけではないと  
思うんですけども、そういったクリエイターを  
国として支援していく、一人一人が、事業を発注  
することによってその人が成長し、やがて自分た  
ちにリターンが返ってくるということを国全体で  
取り組んでいくことが最も有意義な社会につながる  
と思っております。是非こういう円滑化事業もス  
ムーズにやっていただきたいと思っております。

そして、権利者の保護と著作物のいわゆる利用  
促進というところで、この著作権法そのものが度  
重なる法改正につながっていると思うんですね。  
私、今回、せっかくこういう機会だったので、  
著作権法がどういう流れになつていっているのかを自分  
なりに勉強したんですけども、非常に難解で、  
法改正で質問するから学んだだけでも理解が  
難しいというぐらい、これはほとんどの国民がな  
かなか理解できないと思うんですね。

例えば、知的財産とかそういった、著作権法と  
かをメインにした法律事務所であればそういった  
ことは可能だと思っんですけども、実際に権利  
者がそれを理解して、例えば作品を作る段階から  
この法律を理解して、どういう進化をしていくの  
かというのを想像しながらクリエイターが制作に  
情熱を注ぐということがなかなか難しい法体系に  
なつていっていると思うんですね。

実際に、例えばクールジャパンで世界に打つて  
出ようとして著作物を選択しようとしたとき  
に、権利構造も非常に複雑になつているので、こ  
れはちょっとややこしいからやめておこうとか、  
本来世界に展開したかった著作物でも、それが実  
際にできなかったケースというものは、クールジャ  
パンですらあつたと聞いていっているんですね。

そういった意味では、この著作権法そのものを  
もつと分かりやすく、簡単に、そして誰しもが理  
解し、それをある種運用できるようなものに変え  
ていく必要があると思うんですけども、これに  
ついてどのようなお考えか、お聞きさせていただきます。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、著作権法は大変難しい法律でもございますし、ですが、これはやはり広く国民生活に関係する法律でもございまして、国民の皆様にとって理解しやすい制度にしていくことは望ましいと考えております。

あわせて、この著作権法について国民の皆様幅広く御理解いただくためにも、そしてまた適切に著作物が利用されること、これも重要であると考えておりまして、文化庁では、著作権法の普及啓発に努めてきていますとございまして、また、著作物の利用の際に許諾を得るための著作権者の探索や連絡などが大変だという課題に対しては、今回御審議いただいております新たな裁定制度を創設して、簡素で利用しやすい仕組みを設けること等を御審議いただいているところでございます。

文化庁としましては、こうした新しい制度も含めまして、著作権法について今後とも引き続き丁寧な周知啓発、いろいろな改善を図ってまいりたいと考えております。

○金村委員 これは何でもそうなんですけれども、簡素化していくとより一般化しやすいということがあります。

私自身、今回学んでみて、この複雑なものを理解して、さらに、例えばビジネスシーンで生かすというのは、相当専門性がないと難しいなと思つたので、是非平易にしていくことを一つの検討にしていた方がいいのと、今、少し、周知とか普及とか、その辺についてお触れになつたと思うんですけど、今回、質問の中には周知の部分というのはいれなかったんですけども、一つお聞きしたいのが、これは広く国民が認識していただくのも当然なんですけれども、多分、著作権法というのは、クリエイターだったり、実際にその著作物を利用しようとする、双方がしっかりと理解していくことが必要だと思つておられます。

国民全体に周知をしようとするが余り、本当は周知しなければいけない人たちに周知が徹底され

ないというのはよくある話だと思つてですね。広く薄くみたいな話だと思つておられます。

そういう意味では、クリエイター自身、そして、著作物を利用しようとしているような、例えば事業だったり、それから団体だったり、そういったところに対して特別に、強く普及していくような予定というのはおありになるんでしょいか。お聞きさせてください。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、やはり、この著作権法を利用される方は、著作権者等、あるいはそれを活用しようとする方々でございまして、そこが一番よく理解していただいて、日頃の活動、ビジネスの方に生かしていただくというふうなことによりまして文化振興が進む、このように考えております。

したがって、そうした方々に対して今後もしっかりと力強くPRを進めていきたいと考えています。今、ネットでの発信とか、いろいろなツールができておりますので、文化庁といつた皆様にも御案内、周知を進めていきたいと考えております。

○金村委員 加えて、やはりポイントになつてくるのは、先ほどフリーのところでも少し触れさせていたんですけども、余りにも権利者保護の観点、著作物を作つた権利者側の保護を強調していくと、やはりしっかりとした発展や進化というのが、妨げになると思つておられます。

それは、やはりクリエイターももちろん、ある種の育ちが、成長という育ちが必要なので、余りにも権利者中心となると、使う機会が減っていく。でも、やはり商品となって世の中に問われて初めてクリエイターの成長というのはできていくと私は思つておられます。つまり、自己満足で作つていくわけじゃなくて、やはり商品としてしっかりと提供していくことで進化していくと僕は思つておられます。こういったバランスの取り方というのは非常に重視していただきたいと思つておられます。

その上で、今、アニメや映画に限らず、日本のコンテンツを世界に向けて発信していくというのには、全ての人が頑張つてほしいと思つておられます。そういう意味では、この著作権法というものは、あくまでもグローバルスタンダード、つまり世界と基準を合わせていくことで、日本のクリエイターが一つの法律を理解すれば世界で展開できる、こういうふうにしていくことが、最も、いわゆるクリエイター側にとつても、そしてそれを側にとつても分かりやすさにつながるんじゃないかなと考えておられます。

その上で、やはり、この著作権法そのものをしっかりとビジネスシーンに生かす、稼ぐための著作権法、そういった視点を欠いてしまつては本当にクリエイター側の自己満足になりかねないのだから、その視点が重要なと、それから、この著作権法そのものがしっかりと、クリエイター、そしてそれを取り巻く、例えば事務所とか会社社とか、そういったところがしっかりと理解をして、そして、グローバルスタンダードに合わせた著作権法があつて、そして、これでヒット作を作るとか、しっかりと世界に問うとか、そういったことが必要だと思つておられます。

今回の著作権法改正、そしてまた、不具合が起きて少しずつ微修正を繰り返すようなことではなくて、本質的にこの著作権法がどうあるべきかとお考えか、お聞かせください。

○永岡国務大臣 お答え申し上げます。

デジタル化やSNSなどの普及によりまして、誰もが著作物を創造できますし、また発信ができます。そして利用もできる、そういう時代になりました。

そんな中で、著作権制度については、やはり、正しい理解が広がつて、そして、著作権の保護と著作物の適切な利用が進むということが大変重要なので、このために、利用者だけではなくて、個々のクリエイターや著作権者に対して、制度を改正した機会などを捉えて、これを分かりやすく説明を行いまして、そして著作権の普及

及啓発に努めているところではございます。

お尋ねにありました今後の著作権法のあるべき姿につきましては、こうした取組を通じまして、著作権法を国民にとって身近で親しみやすいものとするともに、著作権の保護とは、公正な利用を図つて、そして文化の発展に寄与することが重要、そういうことである、そういうふうにも考えておるところでございます。

○金村委員 今私がちよつと質問させていたいただいた内容というのは、これから、例えば日本が世界に打つて出るときに非常に重要な観点だと私は思つておられますので、是非御検討いただきたいと思つておられます。そして、先ほど少しクールジャパンにも触れましたけれども、やはり、しっかりと世界に発信していくということをお考えか、お聞かせください。

その上で、クールジャパンであれば、商品だったり文化だったりそういった産業だったりというものをクールジャパンの側から発信をしていると理解しているんですけども、一方で、著作権法を所管する文科省として、世界に向けて発信していく上での取組、どのようなお考えか、お聞かせください。

○永岡国務大臣 やはり、先生おっしゃいますように、日本のアニメというのは、外国に住んでいらっしゃる方々にとつて、本当に憧れであるという方もいらっしゃると思いますし、その日本のアニメを見て、大変日本に興味を持って、そして、留学したいとか、やはり日本に住みたい、旅行したい、そういう方々も大変多うございます。

そんな中で、昨今のグローバル化を踏まえまして、我が国の伝統文化ですとか、また、アニメなどのポップカルチャーなど、我が国の強みとされております文化芸術を広く国際発信をいたしまして、グローバル展開を効果的、そして戦略的に進めることが重要だと思つておられます。

このため、文化庁では、国際共同制作を含めましてアニメーション等の映画制作への支援ですとか、日本映画の海外映画祭への出品の支援などに

取り組むとともに、アート、ポップミュージックなどのコンテンツにつきまして、官民で連携したグローバル展開の推進に取り組んでいくところでございます。

また、伝統文化につきましては、文化遺産オンラインにより国際発信に取り組むとともに、日本博二・〇を通じて、日本各地の文化資源を磨き上げて、そして、日本の文化芸術の多様性を世界に示す取組を進めているところでございます。

引き続きまして、こうした国際発信の強化、そしてグローバル展開の戦略的推進、これはしっかりと進めて、努めてまいりたいと思っております。

○金村委員 是非後押しをしていただきたいと思っております。

今、質問しながら一つ思い出したんですけれども、二〇一〇年に、ある食品企業が、アフリカでその商品を定着させたい、商品をしつかりと販売していきなされたときに、ちょうど私、議員秘書をしておりまして、相談がありました。その相談内容は、アフリカで「おしん」を流してほしいと。日本らしいドラマを、企業が現地で営業をかけたときに、まず日本そのものの認知を高めていかなきゃいけないと。それで、「おしん」をいわゆる放映してもらえないかという相談を受けて、NHKに相談したところ、著作権の問題だったんですね。

だから、やはりこれは、実は著作権だけでなく、日本の企業が海外で定着していく一助に、実はこの著作権法を活用したいいわゆる海外での戦略というものは十分可能だと思ふんですね。なので、この視点はしつかり、実は著作権を所管している文科省だけの課題ではないですけれども、いろいろな複層的な視点を用いて、しつかりとビジネスシーンでも活用できるような視点を取り入れていただきたいと思ふます。

そして、少し時間が余ったので、一つだけ最後

に質問させてもらいたいんですけれども、実は私、障害者アートというものを支援して、その障害者アートをデジタルで保管して、それを商品として提供する、すると障害者自身の支援に至るといふスキームの中で、そういうスキームを提供しているNPO法人があるんですけれども、実はこれは、例えば、文科省がこういいたい取組を、著作権を生かして、いわゆるエコシステムをしつかりと提供しているようなそういう事例をしつかりと発表していく、世の中に発信していく、こういった取組というのは私は有用なんじゃないかなと考えるんですが、大臣のお考えを最後にお聞かせいただけますか。

○永岡国務大臣 今の御提案、なかなかいい取組だと感じております。こういうことも含めまして、やはり、これから文化庁の方でしつかりと検討させていただきます。

○金村委員 時間となりました。今日もありがとうございました。

○宮内委員長 次に、西岡秀子さん。

○西岡委員 国民民主党・無所属クラブ、西岡秀子でございます。

本日も、著作権法の一部を改正する法律案につきまして質問の機会をいただき、ありがとうございます。

早速質問に入らせていただきます。

著作権につきましては、申請や登録などの手続を一切することなく、著作物が作られたその瞬間に自動的に付与される権利であるということが国際的な考え方となっております。

著作物は、原則、創作時から著作者の死後七十年保護され、一方で、著作物などを人々に伝達した者に与えられる権利、著作隣接権については、実演等が保護され、実演時から七十年保護されることとされております。

著作権法は、第一条でも述べられておりますとおり、著作権者の適切な権利の保護によつて創作活動の促進を進めると同時に、公平な利用によつて文化の発展に寄与するというのが明記をされて

おります。その意味では、先ほどから議論があつておりますけれども、著作権者の保護と著作物の公正な利用の促進をどういうバランスを取っていくかということが大変重要となります。

また、近年、インターネットの進展、デジタルの進展、ネットワークの進展によりまして、著作物を取り巻く環境も大きく変化をして、複雑化、国際化しておりまして、その都度、これまで著作権法の改正が行われてきたと理解をいたしております。

著作権法については様々な議論の論点があるというふうにも思ふんですが、私自身、今日の質疑は、著作権、権利の保護ということを中心に、その視点で質問をさせていただきたいと思ふます。

まず、一問目と二問目、ちよつと順番を入れ替えてさせていただきます。二番目の質問から最初させていただきますかと思ふます。

先ほど申し上げましたように、本来、著作権者は何の意思表示をしなくても作品を使用されない権利を持っているというふうにも言えると思ふますけれども、今回新設された裁定制度につきましては、著作権者が意思表示をしていないこと又は著作権者と連絡がつかないことをもつて、著作権者が有する権利、許諾権を制限をするためにつけてあるというふうにも理解をいたしますけれども、そのことに対する認識について、また、著作権については、著作権に係る国際条約が存在をいたしておりますけれども、この制度と国際条約や国際ルールとの整合性について、また、同趣旨の諸外国の制度につきましても、文化庁にお尋ねをさせていただきますかと思ふます。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

新たな裁定制度は、法律上の要件を満たせば直ちに許諾なく利用が認められる仕組み、いわゆる権利制限規定の形は取っております。

この制度は、ほかの方々の著作物を利用する場合は著作権者の許諾が必要である、こういう原則

にのつとつたものというふうにも認識しております。著作権者の利用の可否に係る著作権者の意思が確認できない場合は、それが確認できるまで文化庁長官の規定により利用を認めるといふ仕組みでございます。

また、この制度は、著作権者の意思を尊重しつつ、公益上の見地から、政府機関が一定の措置を講じることによりまして時限的な利用を認めるといふものではございますけれども、他方、著作権者はいつでも裁定を取り消すことが保障されております。

こうしたことから、この制度は、ベルヌ条約が定める内容の範囲内の措置でございます。我が国が締結する国際条約に抵触するものではないと考えております。

今般の検討に当たりましては、欧州諸国において導入例のある拡大集中許諾制度、これも参考にいたしながら、我が国における法制度との整理や集中管理の状況等を踏まえて検討を行つてきたところでございます。

○西岡委員 今、御答弁の中で、著作権者の権利を制限するものではないということを確認をさせていただきます。

次の質問に移ります。

現行におきまして、著作権者不明の場合の裁定制度が既に存在をいたしております。今回の法改正によつて新しい裁定制度を新設されるという法改正でございますけれども、従来からの裁定制度もそのまま存続するといふたつとつております。

存続した上で、今回、法改正によつて新しい裁定制度を創設される理由、背景、そして法律の趣旨について、永岡文部科学大臣の御見解をお伺いをいたします。

○永岡国務大臣 お答え申し上げます。

今回の新たな裁定制度は、コンテンツの利用円滑化を進めるとともに、それに伴います権利者の収益を確保して、そして新たな創作につなげるというコンテンツ創作の好循環の実現を目指すもの

でございます。

また、新たな裁定制度と現行の裁定制度は、要件、効果を比較すると、異なる点があります。

要件につきましては、新たな裁定制度では、利用の可否や条件など、著作権者の意思が確認できない、そういう場合を対象としておりますが、現行の裁定制度は、より要件が厳格でございます。利用者が必要な努力を払っても、著作権者が不明であったり、連絡することができなかつたりする場合としております。

効果につきましては、新たな裁定制度では、文化庁長官の裁定によりまして時限的な利用を認めることとしておりますが、現行の裁定制度では、利用の期間の制限がなくて、そして著作権者が見つかっても利用を継続することが可能でございます。

この二つの制度について、どちらを使うかというの、やはり利用者のニーズによって自由に選択できることが重要でありまして、いずれも必要な制度である、そう考えております。

○西岡委員 新しい裁定制度が、もしこの改正が成立して、できた状況の中で、その利用状況も含めて、存続についても考えていかれるのではないかと、ふうに思っておりますけれども、その辺りの違い、相違点についてもしつかり周知をしていただく必要があるのではないかと、ふうに考えております。

続きまして、著作権法の趣旨を踏まえますと、著作物の利用の促進も大変重要なことだと認識をいたしておりますけれども、まず守られるべきは著作権者の権利であると考えております。新制度において、意思を表示していない著作権者の権利をどのように守っていくのかということについて、文化庁の御見解をお尋ねいたします。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。先ほどお答え申し上げましたとおり、今回の制度により著作物が利用される場合、著作権者は、取消し請求により著作物の利用を停止させることができるのと同時に、それまでの利用対価といたし

まして通常使用料に相当する額の補償金を受け取ることができる、このような形になっております。著作権者の権利は保障される仕組みとなっております。

このような制度上の手当てに加え、本法律案が成立した際には、著作権者に制度の理解が浸透し、意思表示が促進されますよう、制度の施行までに丁寧な説明、周知を行ってまいりたいと考えております。

○西岡委員 今回の質問と関連する質問となるわけでございますけれども、今回の改正は、新たな裁定制度を創設して、立法、行政における権利制限規定を、ある意味、まあ制限するものではないという御答弁がありましたけれども、拡大をして、手続の簡素化を図ることによって、著作物を利用する側の利便性を図ることにより円滑な利用を促進する、ある意味、利用者の立場に立った法改正であると思えます。

我が党、国民民主党の部会において重要な視点として議論をされましたのが、この新設される制度において、文化庁様からの説明ですとか資料の中に、一度、意思表示がない、連絡が取れない著作権者であると判断された後、この裁定制度の中で著作権者の権利がどのように位置づけられていくのかということが明確に示されていないという点で我が党の部会での争点となりました。

新設される裁定制度を利用し、著作物を利用したいと考える利用者が申請を行って、一度、著作権者の意思がない、連絡が取れないと判断されて、手続が開始された後においても、著作権者の意思を確認する行為を著作権者が自分から名乗り出してくることに依存するのではなくて、引き続き、不断の権利者の探索ですとか、アプローチを継続的に進めていくということが重要であると考えても、このことにはどのように対応、対処をしていられるのか、文化庁の御見解をお伺いいたします。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。新たな裁定制度では、まずは、利用者自らが著

作権者の所在や意思を確認することが求められているところでございますけれども、申請手続がその後なされた場合、登録確認機関において、著作権者の意思が不明であるか、改めて確認、探索、アプローチが行われるところとなります。

また、裁定がされた後も、著作権者の意思を尊重し、著作者が、請求により著作物の利用を停止させ、補償金を受けることを可能としてござい

ます。さらに、著作権者が請求しやすくなりますように、インターネットの利用そのほかの適切な方法によりまして、裁定をした旨を示すほか、著作者名など著作者の特定に必要な情報を公表する旨の規定を整備することとして、ござい

ます。この公表に当たりましては、著作物の抜粋やサムネイル画像を併せて掲載することによりまして、著作権者が気づきやすいよう、運用についても工夫した上で、不断の探索等につきまして継続的に行ってまいりたい、このように考えております。

○西岡委員 名のり出でこられるのを待つのではなくて、不断の探索、アプローチを続けていかれるということですので、このことは大変重要だと思えますので、お取組をよろしくお願いいたします。

続きまして、これまでの委員会質疑の中でもあったんですけれども、登録確認機関、指定補償金管理機関については、同一の団体であることもあり得るといことが御答弁の中でござい

ました。それでは、具体的にどのような団体を想定しておられるのでしょうか。私は、やはり、当然、著作権という専門的な知見を有して、著作権者と利用者をつなぐ、ある意味、大変複雑で、権利保護に係る重要な業務を遂行し、また補償金を徴収、管理、支出するなど、大変責任のある業務を担うこととなると認識をいたしております。この団体の選定というものは重

要でございます。先ほど、文化庁が担うこともあり得るという、質疑の中で御答弁もありましたけれども、その中で若干その要件的な御答弁があったというふうな思いもいたしますけれども、文化庁として想定している具体的な必要とされる要件について御説明をいた

だいて、また、例えば、今、集中的な管理をして

いる既存の団体、この団体を対象とすることもあり得るのかどうか。もちろん、この団体が手を挙げるという前提ですけれども、その対象と考えておられるのかどうかということも併せてお尋ねさせていただきます。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。今回の改正法案におきましては、登録確認機関につきましては、確認等事務に従事する者に著作権等の管理に関する経験や使用料相当額の算出に必要な知識及び経験を有する者がいると認められるものを登録することとされております。指定補償金管理機関につきましては、一般社団法人又は一般財団法人であつて、補償金管理業務を適正かつ

確実に行うことができるものと認められるものを指定

するとされていくところでござい

ます。いすれにせよ、現時点では、どのような団体が指定、登録されるかは、個別具体的な事業者からの申請が基本となりますので、こうした今申し上げたような要件を満たせば、同一団体の指定、登録、あるいは、それそればらばらというような形も、どちらでもできるような形になってござい

ます。また、委員御指摘の、今ある法人のこと

の中でというお話でございますが、ただ、今、これから公募でございますので、私の方から何とも申し上げにくいところではありますが、審議会の議論の中では団体の例示等もございましたけれども、いすれにせよ、こういう今のようなスキームの中で、しっかりと選考手続を整えながら、公正かつ厳正な審査、選考を経て決定したい、このように考えているところでござい

ます。○西岡委員 今回の御答弁からい

ますと、その団

体が手を挙げた場合には、その選定の

組上とし

て、今既に集中管理団体として業務を行っている団体もその対象となるということで理解をさせていただきました。

次の質問に移ります。

団体によりましては、今の質問とも若干関連をいたしますけれども、既に集中管理をしている場合ですとか、出版物については個別許諾の意思表示がある場合、当然この新制度の対象外となるわけでございますけれども、この新制度が新設されていることにより、既に今様々な権利を集中管理している団体を与える影響というものはあるのでしょうか。そのことについての文化庁の御見解をお尋ねいたします。

例えば、裁定制度における申請受付、補償金の受領、管理等の業務を行う窓口組織の運営に要するコストですとか、データベースの構築、維持、改良に要するコストなど、既存の集中管理団体に直接また間接の負担を強いることにはならないかという懸念の指摘もございまして、この点について文化庁に確認をさせていただきます。

〔中村(総)委員長代理退席、委員長着席〕

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

新たな裁定制度は、集中管理がされていない著作物や、利用の可否に係る著作権者等の意思を円滑に確認できる情報が公表されていない著作物を対象とするものでございますので、既存のライセンスなどに悪影響を与えるものではないと考えております。

また、新たな裁定制度の事務を担う窓口組織につきましましては、その指定、登録を望む申請者が手数料収入等を原資に運営に要するコストを担うものでございまして、既存の著作権等管理事業者にその意に反して個別の負担を強いるものではないと考えています。

なお、著作権者等の探索等に活用が期待される分野横断権利情報検索システムの構築に向けましては、今年度、文化庁において調査研究を行うなど、具体的な検討を進めることとしてございます。

○西岡委員 ありがとうございます。

続きまして、新制度を運用するに当たりまして、著作権者に対して、この制度の趣旨ですとか、意思の表示、また、連絡先、オプトアウト等について、十分な説明、周知が必要だと考えております。

今、国際的には、クリエイティブコモンズライセンスなど、国際的に著作権者が著作物を公表する際にその利用条件を意思表示するツールというものがございますし、文化庁では自由利用マークという三つのタイプを作っておられると承知をいたしておりますけれども、こういうことも含めて、今回の新制度の周知とともに、未管理著作物とならないための周知、広報、広い意味での、学校教育も含めた国民に対する著作権に関する教育も必要であると考えますが、この周知、広報についてどのように取り組んでいられるのかについて一点お伺いをいたします。

また、個人で匿名で創作活動をされているクリエイターも多数おられます。その個人情報の開示については十分な配慮が必要であると考えますが、文化庁の方針についてお伺いをいたします。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

新たな裁定制度の施行に当たっては、著作権者に制度の仕組みを正しく理解していただくことが重要であると考えております。丁寧な説明、周知の時間を十分に確保するために、施行日を公布の日から三年以内の政令で定める日とし、その間に、分かりやすく制度を説明した資料やSNSなどを活用して、周知の工夫をしてまいりたいと考えております。

また、新たな裁定制度の利用者が匿名で創作活動をされている場合、その利用に関するインターネット等での公表はおきませんが、法律上、実名の公表は必須とはしておりません。

○西岡委員 個人情報の開示については、慎重な、十分な配慮が必要であるということは申し添えたいというふうに思います。

続きまして、新裁定制度によって著作物を使用していたが、途中で権利者が現れて使用することを拒否をした場合に、既にインターネット上にこのデータを消去することは不可能であるというのが現実だと思えます。

このような場合、どのように権利者の権利を守っていくのかということについて、文化庁にお尋ねをいたします。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

新たな裁定制度では、裁定を受けて著作物が利用される際には、利用の方法や期間に応じた通常の使用料に相当する額の補償金を著作権者が受け取れるようにしてございます。この制度により、著作物が利用される場合でも、著作権者が経済的な不利益を被ることがない仕組みとなっております。著作権者の権利が保護される制度となっております。

○西岡委員 続きまして、新しい裁定制度の利用につきましましては、指定補償金管理機関に補償金を支払うこととなりますけれども、本来著作権者が受け取るべき補償金を、権利を持たない団体が徴収、管理、支出することに對して、法的なたてつけとして問題はないのかどうかということについて、文化庁にお尋ねをいたします。

○杉浦政府参考人 法律のたてつけということでございます。

新たな裁定制度は、補償金の供託、これをまず原則としております。その上で、権利者及び利用者双方の供託手続の負担を解消し、より制度を利用しやすいようにする観点から、供託に代えて指定補償金管理機関が補償金を管理する仕組み、これを新たに法定することとしたところでございます。

具体的には、文化庁による厳格な審査の下、補償金の管理を適切かつ確実に行うことができると認められる団体がある場合に限りまして指定補償金管理機関を指定し、利用者は当該機関に対して補償金を支払うこととなります。

こうした法整備によりまして、御指摘の法的なたてつけに問題はございません。

この指定補償金管理機関に對しましては、その業務の実施方法を定めた業務規程や実施計画について文化庁長官の認可事項とし、さらに、文化庁長官による報告徴収や監督命令等の規定を整備してございまして、文化庁による監督が当該機関に對して及ぶことになる、このように考えております。

なお、現行著作権法では、一定の適格性を有する団体を文化庁長官が指定し、権利者に代わる補償金の管理権限を付与する制度、こうしたものが既にございまして、こうした既存の仕組みも参考としていくところでございます。

○西岡委員 今のことに関連して、ちよつと次の質問も順番を入れ替えさせていただきます。

著作権者が現れない場合には、補償金を権利者、利用者双方のための事業に支出をされるという仕組みになっておりますけれども、その支出の妥当性や透明性をどのように担保していく方針であるかどうかということについて、文化庁に見解をお尋ねいたします。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

著作物等保護利用円滑化事業についての御質問と承りました。

裁定後に権利者が現れず補償金が支払われない場合に、指定補償金管理機関が権利者に支払うことのできない補償金を権利者及び利用者のために利用する、こういう制度でございまして。

この著作物等保護利用円滑化事業を含む指定補償金管理機関の事業計画につきましましては、毎事業年度、文化庁長官の認可を受ける必要がございます。

また、指定補償金管理機関は、著作物等保護利用円滑化事業の内容を決定しようとするときは、学識経験者の意見を聞く、このように定められているところでございます。

さらに、その事業計画については、文化庁長官の認可を受けた後、遅滞なく、事業報告書につい

ても当該事業年度の終了後三月以内に公表するものとしてございます。

こうした措置によりまして、当該事業が著作物等の適正な管理を促進し、著作権の保護や著作物の利用円滑化などに資するものとなりますよう担保してまいりたいと考えております。

○西岡委員 やはり、支出の妥当性、透明性は大変重要だと思いますので、しっかりとそれを担保するお取組をお願いを申し上げます。

それでは、この新制度について、大変重要な肝となるのが分野横断権利データベースであると考えております。集中管理が進んでいる音楽等以外の分野についても、充実したデータベースを構築することが大変重要だと考えております。このシステム構築に向けたお取組について、文化庁にお伺いをいたします。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

著作物の分野を横断して権利者を探すことのできるシステムは、著作物の利用者が権利者の情報を探る作業を効率化し、新たな裁定制度に係るプロセスを短縮できることが期待されるものでございまして、文化庁といたしましては、その構築に向けて取組を進めているところでございます。

昨年度は、有識者から成る分野横断権利情報データベースに関する研究会、これを開催し、報告をまとめました。その中では、構築すべきシステムは、分野ごとのデータベースを前提として、それらと連携することにより情報検索が可能となる分野横断権利情報検索システムとすることが適当である旨、基本的な考え方や今後の方向性が示されたところでございます。

これを受けまして、本年度において調査研究を実施し、具体化に向けた更なる検討を進めることとしております。例えば、各団体が有しますデータベースの管理状況などに関する調査、検索画面イメージなどの技術的な仕様の検討、著作権等管理事業者や関係団体を交えた検討と意見集約などを行うこととしてございます。

○西岡委員 既存の各団体との連携は大変重要だ

と思いますし、このデータベースをやはり充実したものにしようというのが新しい裁定制度の一番の肝となるというふうに思いますので、様々な団体の知見、経験、またデータをしっかりと連携をしながら進めていただくことをお願い申し上げます。

著作権につきましては、先ほどから議論があっておりますように、権利者の保護とともに、円滑な利用の促進というものが日本の文化にとっても大変重要なものであるというふうに思いますし、著作権制度の在り方というのは、その国の文化度を表すということも言われる大変大切な制度でございますので、しっかりとこれからは文化庁におかれましては進めていただき、制度の充実、そして、やはり権利者保護の面ではまだまだ日本は不十分なところがあるというふうに私は認識をいたしておりますので、しっかりと今後もお取組を続けていただきたいと思っております。

時間も残り僅かとなりましたけれども、最後の質問となります。

先般の質疑の中で、最後にちよつと、時間が足りない中で大臣に御答弁をいただいたわけでございますけれども、少子化対策、こども・子育て支援加速化プランについて、特に、文科省の方で具体的なお取組について先般記者会見もされておりましたけれども、奨学金制度の拡充について、具体的な文部科学省としての方針についてお伺いをさせていただきますかと思っております。

○永岡国務大臣 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、実は、先日、小倉大臣が取りまとめました今後の子供、子育て政策のたたき台におきまして、給付型奨学金の拡充等についても盛り込まれております。

具体的には、令和六年度から、給付型奨学金等について、年収六百万円程度までの世帯を対象に、多子世帯、それから理工農系の学生等へ支援を拡大するとともに、修士段階におきまして、授業料を卒業後の所得に応じた後払いとする授業料の後払い制度を創設することとしております。あ

わせまして、結婚や出産などライフイベントに際した柔軟な返還が可能となりますように、貸与型の奨学金の減額返還制度について見直しを行いまいります。

そして、今後、総理の下に設置されましたことも未来戦略会議におきまして、このたたき台をベースといたしまして、六月の骨太の方針二〇二三年までに将来的な子供算増増に向けて大枠を提示すると承知をしております。

文部科学省といたしましては、引き続きまして、こども家庭庁を始めとする関係省庁と連携して協力しながら、この議論に積極的に参画をしております。

○西岡委員 大変様々な要件が課されております。また今後議論をさせていただきたいと思っております。

時間となりました。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○宮内委員長 正午から委員会を再開することと、この際、休憩いたします。

正午開議

正午開議

正午開議

○宮内委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。著作権制度は、著作物を利用する人たちが利用しやすいようにするとともに、著作権者、隣接権者の権利が損なわれないように、権利の保護と公正な利用のバランスが求められると思うんです。

我が党も、今回の改正は、基本的に賛成です。権利者側からは、今回の新たな裁定制度が権利の切下げにつながるのではないかと危惧も出されておりますので、まず、幾つか確認しておきたいと思っております。

今回の法改正にある新たな裁定制度は、利用許諾を確認できなければ利用できないというこれまで

での一般原則を転換するものなんです。制度設計に当たっては、できるだけ権利者の意思を反映できるような運用、十分な配慮を求めるなどの意見があったと承知しております。

その上で、新制度は、著作権者等の意思を確認するための措置を取ったにもかかわらず、確認ができない場合には、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することにより、裁定において定める期間に限り、当該未管理公表著作物等を利用することができ、こうなっております。

現行の裁定制度よりも簡易に迅速に使えるようにしようというのは一定理解するものの、例えば、連絡を取っても確認できないというのがどの程度の期間なのか、また、権利者の探索や意思の確認が、形式的に済ましたよとか、拙速な扱いでは、とても認められないと思うんですが、これは、文化庁次長、いかがでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

著作権者からの返答がない期間につきましては、著作物の種類、その利用形態、許諾を得るための連絡手段によりまして、多様なケースが考えられるところでございます。

このため、実際の運用に当たりましては、制度の周知状況、利用者側のニーズ、著作権者側の負担なども総合的に考慮しながら、合理的と考えられる期間を設定するというふうに考えております。

新たな裁定制度の施行に当たりましては、著作権者に制度の仕組みを正しく理解していただくことが必要であると考えておりまして、本法律案が成立した際には、その施行までの間、分かりやすく制度を説明した資料やSNSなどを活用しながら丁寧な周知してまいりたい、このように考えております。

○宮本(岳)委員 悪意のある利用などの、著作権者の望まない利用といったことへの不安の声もございまして、それらの声に応えて、著作権者の望まない利用に配慮した丁寧な運用が求められるかと考えますが、これもよろしいでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。  
新たな裁定制度について、悪意のある利用が行われてしまうのではないかと御懸念があることは承知してございます。

新たな裁定制度では、まずは著作権者の意思を確認することを求めておまして、その上で、著作権者の意思が不明な場合、文化庁長官が決定する仕組みとしておりますけれども、実は、ここはなかなか難しいところがございます。この決定は法律上の行政処分にも当たります。そういうことから、公序良俗違反であるとか違法性が高いことが明らかでない限りは、実務上では裁定が極めて困難となる可能性が高いものと認識しております。

いずれにせよ、慎重な手続で、個別具体的にしっかりと判断していくことが求められていると考えております。

○宮本(邑)委員 探索をする上で、その前提となる、分野横断した権利情報データベースを構築するという事になっております。

少なくとも、現時点においては、個別分野におけるデータベースが充実しているところは全体のうちでも一部分にとどまっております。分野横断データベースの構築は容易ではないと考えられます。

仮に、これを構築するとなった場合に、その費用は相当な額に上ることが予想され、運営主体をどうするか、その運営経費をどのように調達するのかといった課題が考えられます。また、十分な精度のデータベースを構築し、それをメンテナンスして、日々管理運営していくためには、これまた相応の経済的基盤が必要で、

分野横断権利情報データベースの構築、管理運営については適切な公的支援が行われるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。  
昨年度文化庁にて開催いたしました有識者から成る研究会の報告によりますれば、今後構築すべきシステムは、分野ごとのデータベースを前提として、それらと連携することにより情報検索が可

能となる分野横断権利情報検索システムとするのが適当と示されたところでございます。

このシステムの運用主体と運営基盤の確立につきましては、今回の法案による新たな権利処理方針において位置づけられる窓口組織の在り方などを踏まえつつ、今後検討を進めるべき課題として挙げられております。

こうした取りまとめを受けまして、文化庁におきましては、本年度、システムの構築に向けた調査研究を行うこととしておまして、御指摘の、システムの構築に向けた支援の在り方についても検討を進めてまいりたいと考えております。

○宮本(邑)委員 では、次のテーマに入るんです。

さて、昨年十一月の二十七日に、「月はどっちに出て」「血と骨」など日コリアンの物語をリアルに描いた作品で知られる崔洋一監督がお亡くなりになりました。私は、謹んで崔さんの御冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。崔監督は日本映画監督協会の理事長も務めておられ、私は、超党派の文化芸術振興連や映画連連の場などで、日本の映画監督の著作権問題について繰り返し崔監督からお話をお聞きしてまいりました。今日は、故崔洋一監督の遺言を果たすつもりで質問したいと思っております。

日本で最初に著作権の保護を規定したのは一八六九年の出版条例でありますけれども、最初に著作権法が施行されたのは一八九九年、明治三十二年のことでありました。文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、いわゆるベルヌ条約への加盟に合わせて制定されたものです。

この旧著作権法において、完成された映画の著作権は誰が原始取得することになったのか、文化庁次長、お答えいただけますか。

○杉浦政府参考人 当時の規定では、著作権という形となります。

○宮本(邑)委員 著作権はすなわち映画監督ということで、映画監督が原始取得するものであると。ただ、映画著作権は映画完成と同時に映画会

社に移るものとする意見で統一していたとされており。

資料一を見ていただきます。二〇一六年二月二十六日、崔監督御健在のときに行われた日本映画監督協会創立八十周年記念シンポジウムのパンフレットの写しであります。右側の下線部、旧著作権法では、「完成された映画の著作権は映画監督が原始取得するものであるが、二映画著作権は映画完成と同時に映画会社に移るものとする意見に統一して、国会に臨んだ」とございます。

現行の著作権法は、一九七〇年に旧著作権法の全部を改正して制定され、一九七一年一月一日に施行されました。

今度は、先ほどの資料一の左側を見ていただきたい。第十六条では著作権者に映画監督を含めながら、著作権者については第二十九条で、映画の著作物の著作権者は、その著作物が映画製作者に對し当該映画の著作物の作成に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属することになっております。

つまり、映画の著作権は映画製作者、これは映画会社のことですけれども、映画会社に帰属することになっていくんですね。旧法のように移転とか譲渡でさえなく、帰属するというんですから、その瞬間に、元から映画会社に帰属しているという書きぶりになったんですね。

なぜこういうふうにならざるを得なかったのか、これも文化庁次長、お答えいただけますか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。  
映画の著作物の著作権は、現在の著作権法第十条にもありますとおり、映画の制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に寄与した者となります。著作権法第二十九条では、映画の著作物の帰属につきまして、原則として、映画の著作物の著作権が映画製作者、映画会社や製作委員会等でございますけれども、この映画製作者に對し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属することを定めてござ

います。

映画の著作物につきましては、多数の関係者が制作に関与するとともに、多額の投資が必要でございます。また、円滑な流通の確保、投資回収等の観点からこのような規定が設けられたと承知しております。

○宮本(邑)委員 そういう答弁が繰り返されてきたんですね。

ただ、これは改正時から、映画監督側からの大きな批判が沸き起こったのは当然のことなんです。

資料二の一を見ていただきたい。その改正が議論された昭和四十五年、一九七〇年四月一日の衆議院文教委員会著作権法案審査小委員会、参考人質疑の会議録であります。参考人として出席した協同組合日本映画監督協会の常務理事だった大島渚監督の意見陳述であります。

先ほどの資料二の二枚目ですね、中身が出てきますけれども、二枚目で、参考人の大島渚監督は、著作権は財産権に属するもので、財産権は憲法第二十九条によって守られている、ところが、今回の著作権法第二十九条というのはその財産権を奪うものだと言っております。同じ第二十九条ということ、くしくもということで、著作権法第二十九条で憲法第二十九条に保障された財産権を奪うのかという告発になっているんですね。

だから、なぜこういう法改正をしたのか。それまでは、原始的にはです、監督にあったもの。もちろん、先ほど次長が述べたように、その後、映画会社がいろいろいるし駄目だというのは、もう前からそうなっているんです。でも、それは、一旦自分が受け取った著作権を移したり譲渡したりするならまだしも、一度ももらわずに帰属させられるというのには物すごく屈辱感を感じると監督さんたちはおっしゃっているんですけれども、これはなぜなんですかね、次長。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。  
先ほど委員の方から経緯をおっしゃっていたところだと思っておりますけれども、い

ずれにしましても、私ども承知していませんのは、映画の著作物につきましては、多数の関係者が制作に関与するとともに、多額の投資が必要であり、円滑な流通の確保、投資回収等の観点からこのような規定が設けられた、当時そのような法律が作られたというふうに承知しております。

○宮本(岳)委員 もうこれ以上重ね問いませぬけれども、いや、別に、七一年以前も多額の費用は必要だったし、それ以前もたくさんの方が関わっていたわけですから、ここで変えるということとは大変物議を醸すのは当然のことだと思わぬで

すね。これだけの怒りを持って受け止められた七一年改正ですから、その後も映画監督の著作権問題は、折に触れて議論になってまいりました。

一九九二年三月三十日に公表された著作権審議会第一小委員会のまとめでは、映画監督等の権利についてどのように書かれておりますか、文化庁次長。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

平成四年の著作権審議会の第一小委員会のまとめにおきましては、このように書いてございませぬ。「なお、映画監督等の権利についても、実演家の権利の場合と同様、著作権審議会においても、関係者の検討協議の状況を見守りながら、映像に関する権利関係の検討状況にも留意しつつ、継続して検討を行うのが適当であると考えています。」

○宮本(岳)委員 そうなんです。これを受けて、一九九二年五月二十二日の、映画の二次利用に関する調査研究協議会の第一回会合が開かれました。この映画の二次利用に関する調査研究協議会は、約二十回の議論を重ねたけれども、関係者の見解の差が大きく、意見調整に努めたが、その差の解消には至らなかった、至らずに終了した、こう記されております。

一九九六年頃から、WIPO、世界的所有権機関では、実演家の権利保護強化を目指す新条約

が協議されておまして、日本政府代表も参加しております。実演家の権利が強化されれば、パランスの上からも、映画監督等の権利についても見直しが進むだろうとの見通しがこのとき強まったわけですね。そこで、一九九七年に文化庁は、映像分野の著作権等に係る諸問題に関する懇談会、略称映像懇を発足させました。

聞きますけれども、この映像懇での議論は、最終的にどのようになりましたか、文化庁次長。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘の平成九年の、有識者、映像関係者から構成される映像分野の著作権等に係る諸問題に関する懇談会におきまして議論を重ねられ、その結果、当事者間において、法改正、契約秩序構築の在り方について案を作成し、協議を進めることと合意されたこと承知しております。

○宮本(岳)委員 それは合意をされましたか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

その後、検討されておりましたけれども、映像関係者の当事者間で、法改正や契約秩序の構築の在り方について協議を進めていましてけれども、その後、進捗はない状況でございます。

○宮本(岳)委員 進捗はないんです。なぜ進捗がないのかということをしつ調べてみたんですけれども、二〇〇一年四月に監督協会と面会した当時の著作権課長が、著作権法二十九条は憲法違反などという主張は到底受け入れられないと言明し、その後、同じく、映像懇ワーキンググループの座長も、著作権法二十九条一項の規定は憲法違反であるという主張を前提にした話合いは続けられないと発言をいたしました。

しかし、著作権法二十九条が憲法違反だという主張は、今皆さん聞いていただいたとおり、七〇年改正時の大島浩さんも語っているとおり、これは映画監督協会の一貫した主張であつて、このときにわかに持ち出したものではないんですね。

日本映画監督協会は、著作権法二十九条は憲法違反であるという主張を撤回せよという要求については、当然のことながら拒否をいたしました。

その結果、そこで止まって進捗がないというのが、どうやら、最終的なやり取りの結論のようであります。

私は、今から九年前の二〇一四年四月の四日、当委員会、衆議院文部科学委員会で、実はこの問題を取り上げたことがあります。

資料三を見ていただきたい。そのときの会議録です。

当時の下村博文文科大臣も、著作権を映画監督に与えることについては、関係者の合意形成の状況や、映画の円滑な市場流通への影響を踏まえて、今後必要に応じて検討を行うべきものと答弁をされました。私は、このとき既に、十年以上も止まったままだと指摘をして、しっかりと協議の場を設けよと求めております。

聞きますけれども、その後、協議は動きましたか、文化庁。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

映像関係者の当事者間で、法改正や契約秩序の構築の在り方について議論を進めるということにつきましては、その後、進捗はない状況でございます。

○宮本(岳)委員 この時点で十年以上止まっていたが、それから更に九年です。既に二十年以上も止まったまま進捗がない。

では、映画製作者団体と映画監督協会は、水と油、顔も会わず、口も利かないかというと、そうでもないんです。

私は、先日の超党派映画議連で、日本映画製作者連盟、映連と日本映画監督協会が並んで説明をする場に居合わせました。

資料四を見ていただきたい。映像制作の持続的な発展に向けた取引ガイドラインというものの表紙でありますけれども、映連も監督協会も含む十一団体の連名になっておりまして、一番下の一般社団法人日本映画制作適正化機構、略称は映適というらしいですけれども、映適を発足させることの説明でした。

この映適の発足のきつかけになったのは、経産

省が二〇一九年に実施した映画制作現場実態調査の結果と、二〇二〇年三月に出た映画制作の未来のための検討会報告書だというふうに聞きました。

今日は経産省に来ていただいておりますけれども、この一般社団法人日本映画制作適正化機構というものがつくられ、このような取引ガイドラインを作成したのは、どういう趣旨でどういう経緯なのか、まずは経産省から御説明いただけますか。

○藤田政府参考人 お答えいたします。

経済産業省が二〇一九年度に行った調査の中におきまして、委員が御指摘されました調査でございますが、映画制作現場におきましては、フリーランスが、正規社員に比べて収入や雇用の安定性、労働時間について不満度が高い、発注書や契約書が交付されていない者が多いといった課題が明らかになったところでございました。

こうした動きも受けまして、映画業界において、映画制作現場の適正化に向けた自主的な取組が進められ、二〇二三年四月には、適正な制作現場において作られた映画作品の認定を実施する日本映画制作適正化機構が事業を開始するとともに、適正な取引や制作現場における就業時間等のルールを定めた、映像制作の持続的な発展に向けた取引ガイドラインが作成されたものと承知しております。

経済産業省としましては、映画業界において、映画制作現場の適正化に向け、こうした自主的な取組が進められてきたことは高く評価できるものと考えているところでございます。

○宮本(岳)委員 確かに、この現場実態調査結果を見ましても、現場で働く人の七五％程度はフリーランスで、フリーランスの収入は、二〇一八年の総収入で、最も多いのが僅か三百万円台でした。だからこそ、現場から、とても食べていけない、若い働き手が入ってこない、入ってもすぐ辞めていくと悲鳴のような声が上がっております。しかし一方で、働き方改革や映画制作現場の適



正化に名をかりて、映画関係者の著作権を始めとする権利が奪われたり制約を受けたりするのでは本末転倒だと思ふんですね。

先日の議連の席でもこのガイドラインが示されたんですが、このガイドラインに含まれている、制作会社、フリーランスとの契約ひな形、ピローのスタッフ向けというものの中に、スタッフは、発注者又は発注者が指定する者による著作物の利用に關して、著作者人格権を行使しないという一文が入っているのが気になって、現在、映画監督はこの著作者人格権というものが残されているので、これを行使しないというのにサインして判こを押しちゃいますと大変なことになる、そういう心配はないんですかと聞くと、映画監督やシナリオ作家はこれには対象にならないという答弁をいただいたところであります。

そこで経産省に聞くんですが、経産省が作ったものじゃないので経産省がこれをあれこれ論じることではできないにしても、このガイドラインは、日本映画制作適正化機構で作ったものだけども、今後まだ改善、改良の余地がある、こういうことでよろしいですね。

○藤田政府参考人 お答えいたします。

今後とも、映画制作現場の更なる適正化に向けた取組につきましても、現場を取り巻く環境変化も踏まえながら、本ガイドラインの在り方も含めまして、映画業界において継続的に議論が行われていくことを経済産業省としても期待しているところでございます。

○宮本(岳)委員 是非とも、よりよいものに、くれぐれも全ての関係者の権利がしっかりと守られるようにしていただきたいと思ふます。

最後に、資料五を見ていただきたい。acti on cinema、日本版CNC設立を求める会のホームページに掲載されている、諸外国の映画支援機関についての比較表であります。

左端、CNCと書いてセーエヌシーと読むんですけど、フランスでは、映像表現に係る業界の実態の調査及び研究並びに提言等を通じて、業

界全体の適正化及び国際競争力向上のための活動等を所管する統括機関が存在します。総予算九百十三億円をもって、映画等に支援をしております。

右から二番目の韓国にもKOFIICという組織があり、総予算二百六十九億円で支援をしております。

日本版CNC設立を求める会は、まさにこのフランスのCNCや韓国のKOFIICのような国立映画映像センターを設立しようという団体であり、業界団体及び関係各省庁に対する働きかけを行い、その設立の実現を図ることを目的としております。

文化庁は、この日本版CNC設立を求める会というものを御存じですか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

CNCというのは、フランスの国立映画映像センターと言われるものでございまして、一九四六年につくられました、フランスにおける映画振興の中核組織というふうにされております。フランス文化省監督の下に公設法人という扱いでございまして、大統領令によって直接任命を受けた総裁の下で、いろいろな権限があるというふうに聞いております。

劇場ですとか、公共放送とか、ビデオのVODといったところからの販売の収益が、先ほど御紹介のあった九百十三億円を支えまして、そして、それを映画、オーディオビジュアル、デジタル化、それから様々なゲーム等々のいろいろな形へ複合支援している、こういうふう聞いております。

○宮本(岳)委員 このCNCの実現を目指す、設立を求める会という方々は、日本でもそういうものをつくってほしい、当初は日本では実現不可能な夢として議論の机上に上がることはありませんでした、しかし、それでは駄目だということで立ち上がったというんですね。

これはちょっと大臣に一言聞きたいんですけども、こういうふうにはやはり世界でやっているわ

けですから、日本でもやはりしっかりこういうことを研究もし、検討もして、実現不可能な夢に終わらせてはならない、やはり日本も映画の支援についてしっかりとした支えの体制を取っていく必要があると私は思ふんですが、いかがですか、大臣。

○永岡國務大臣 お答え申し上げます。

文部科学省は、映画を含めた文化芸術分野におけます取引、就業環境の改善につきまして、文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドラインを公表いたしました、研修会の実施などの取組を進めてまいりました。

また、映画関係者との対話を通じて、若手映画作家などの人材育成ですとか、映画作成などへの支援などに取り組んできたところでございまして。

今後とも、関係者との対話を重ねながら、これからの施策、これは推進してまいりたいと考えております。

○宮本(岳)委員 映画連と映画監督協会が協議した映像懇が止まって二十年余りたつたわけですが、今、新たに、日本映画制作適正化機構での、映像制作の持続的な発展のための議論も始まっており

ます。また、日本版CNC設立を求める会などの新しい動きも始まっております。それが、日本映画監督協会や映画連、適正化機構との協議も始めていると聞いております。

日本映画の持続可能で多様な新たな発展を勝ち取るために、今こそ、働き方改革にとどまらずに、著作権を含む権利の問題でも、関係者の忌憚らない話合いを進めるべきだ。二十年止まっていたものを、何で止まったのかという最初のいきさつをちょっと私、調べましたけれども、それは誰がいいとか悪いとかじゃなくて、この際、日本映画のためにしっかりとそういう話合いを進める。この点で、文化庁はなし得るべきことがあればやるべきだと思ふんですが、大臣の御所見をお伺いしたいと思ふます。

○永岡國務大臣 先ほども申し上げてまいりましたけれども、文部科学省は、映画関係者とも対話を重ねながら、共に施策を組み立ててきたところでございます。

やはり、文化芸術分野には、業界内に様々な課題があるものと認識をしております。これらにつきましては、芸術家の自主的な取組や、それから業界内の関係者間の協議や議論も大切にしてきたところでございます。

文部科学省といたしましては、映画業界についても同様に、まずは業界内の課題の解決に向けました議論を注視しながら、対話を重ねて、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○宮本(岳)委員 そういう動きが始まれば、経産省も協力は惜しみませんね。一言だけ。

○藤田政府参考人 文部科学大臣から御答弁がありましたとおり、業界内における様々な課題について、議論も踏まえながら、経済産業省としても連携しつつ、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○宮本(岳)委員 終わります。ありがとうございます。

○宮内委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○宮内委員長 これより討論に入るのであります。その申出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、著作権法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○宮内委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○宮内委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、中村裕之君外四名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブの五派共同提

案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。森山浩行君。

○森山(浩)委員 私は、提出者を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 著作物等の利用に関する新たな裁定制度は、著作権等管理事業者による集中管理がされていらない著作物等を対象としており、これらの権利者には個人で活動するクリエイターなどが多く含まれることを踏まえ、特に本制度の利用の契機となる著作物等の利用の可否に係る意思表示について、幅広く丁寧な説明、周知を行うこと。

二 新たな裁定制度の具体化に当たっては、現行の裁定制度の現状を踏まえ、手続の簡素化に留意し、制度の利用に繋がるよう努めること。また、権利者の意思表示の確認に係る要件について明確さを旨として定めるとともに、意思表示をしていない権利者の権利保護が図られるよう、裁定手続を進める過程においても、意思表示を待つだけに留まらず、不断に権利者の探索・アプローチを進める方策に努めること。

三 登録確認機関が行う未公表著作物等の使用料相当額の算出に当たっては、利用者の負担軽減の観点から、利用者が使用料相当額を算定しやすい簡便な仕組みとするともに、著作物等の利用形態に応じた一般的な使用料等の相場を踏まえた適切な額とするよう努めること。

四 著作物等の利用に係る利便性の向上とともに

に、権利者への適切な対価還元を図る本法の趣旨を踏まえ、登録確認機関の登録及び指定補償金管理機関の指定に当たり、それぞれの機関が権利者及び利用者の意見を適切に反映した運営が確保されるよう留意すること。

五 分野横断権利情報検索システムは新たな裁定制度において権利者の探索に重要な役割を果たすことを踏まえ、政府は、分野横断権利情報検索システムの構築に当たって、著作権等管理事業者が保有する既存のデータベースとの連携等データベースの充実に向けた支援を行うこと。その際には、著作権等管理事業者の負担となることのないよう留意すること。

六 海賊版による著作権侵害に対する損害賠償額として認定されるライセンス料相当額の考慮要素の明確化については、侵害行為の抑止の観点から、損害賠償額が適正な額となるよう制度の趣旨の周知を図ること。

七 海賊版サイトについては、運営主体の多くが海外に拠点をもっていることから、その取締りに当たっては、日本国内のみならず国際的な連携・協力の強化など、海外での不正流通防止に向けた対策に積極的に取り組むこと。

八 メタバースや非代替性トークン(NFT)等、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展が著作物等の創作・流通・利用を取り巻く環境に大きな影響を与えていることを踏まえ、著作物等の一層の利用の円滑化及びそれに伴う著作権者の権利保護の在り方等、著作権制度の議論を加速させること。

九 DXの進展により、著作物の創作又は利用を本来の職業としない者が著作物の提供者あるいは著作物の利用者となる機会が増えたことを踏まえ、著作権等に関する法律知識の周知や契約実務の補助となるマニュアル等の普及に努めること。

十 AI技術の進展により、他者の著作物を使

用した創作物が容易に作成されるようになったことを踏まえ、著作権者の権利の保護に向けた取組・体制の強化を図ること。また、著作権に対する意識の醸成及び教育機会の更なる充実を図ること。

以上であります。何とぞ御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○宮内委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○宮内委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、文部科学大臣から発言を求められておりますので、これを許します。永岡文部科学大臣。

○永岡国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいります。

○宮内委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○宮内委員長 次回は、来る十九日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会